

香川県循環型社会推進計画 (案)

循環型社会の推進による
持続可能な香川の実現

香 川 県

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定に当たって | |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 対象とする廃棄物 | 4 |
| 第2章 本県の廃棄物の現状と将来推計 | |
| 第1節 現状 | |
| 1 一般廃棄物 | 5 |
| 2 産業廃棄物 | 12 |
| 3 廃棄物に関する苦情 | 20 |
| 4 食品ロス | 21 |
| 第2節 将来推計 | |
| 1 一般廃棄物 | 22 |
| 2 産業廃棄物 | 23 |
| 第3章 県民の意識（県政世論調査から） | |
| 1 調査の概要 | 24 |
| 2 調査の結果 | 25 |
| 3 まとめ | 27 |
| 第4章 循環型社会の推進による持続可能な香川の実現をめざして | |
| 第1節 基本的な考え方 | |
| 1 計画の基本目標 | 28 |
| 2 基本目標における指標と施策区分・施策の柱 | 29 |
| 第2節 目標達成のための施策 | |
| 施策体系 | 30 |
| 1 循環型社会づくりの推進 | |
| 1-1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 | 31 |
| 1-2 プラスチック資源循環の推進 | 37 |
| 1-3 食品ロス削減の推進 | 41 |
| 2 廃棄物の適正処理の推進 | |
| 2-1 廃棄物の適正処理の推進 | 45 |
| 2-2 不法投棄対策の推進 | 51 |
| 3 災害廃棄物処理対策の推進 | |
| 3-1 災害廃棄物処理対策の推進 | 53 |
| 第5章 推進体制 | |
| 1 県民の役割 | 55 |
| 2 事業者の役割 | 56 |
| 3 民間団体の役割 | 57 |
| 4 行政の役割 | 57 |
| 5 計画の推進及び進行管理 | 58 |
| 参考資料 | |
| 指標一覧 | 59 |

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

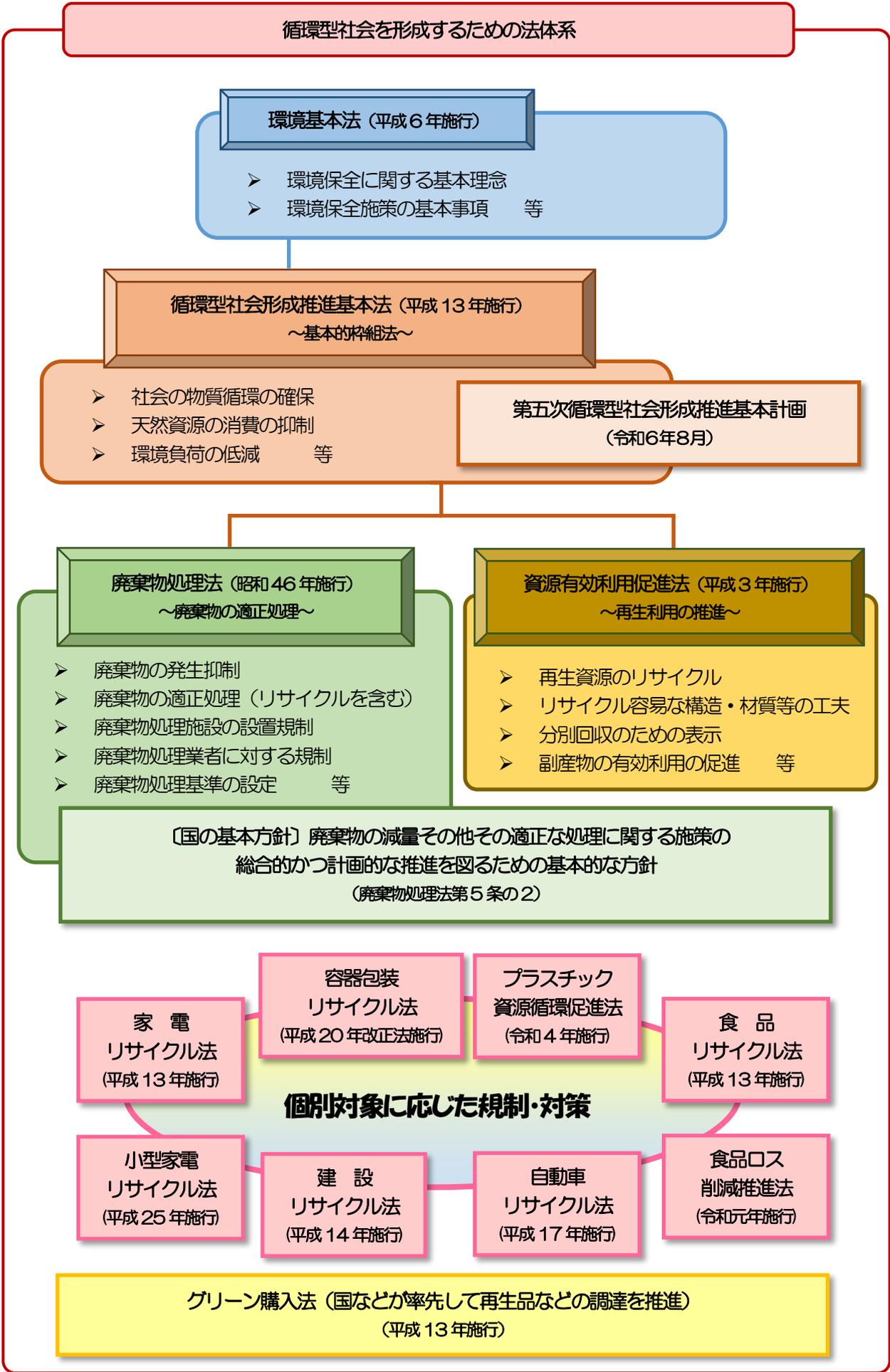
我が国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の数次にわたる改正のほか、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成をめざし、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)など、各種リサイクル等の法的基盤が整備されてきました。

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するためには、これまでに形成された大量生産・大量消費・大量廃棄型につながるワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることが必要であり、これまで県では3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできたところです。

平成 27(2015)年の国連総会で採択された持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」には、環境分野に関連する目標が多く含まれており、近年では、食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)が制定され、持続可能な社会をめざす取組みが進められています。

こうした中、本計画は、国の第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月閣議決定)や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(国の基本方針)を踏まえて、令和8(2026)年度以降の本県の廃棄物・資源循環政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

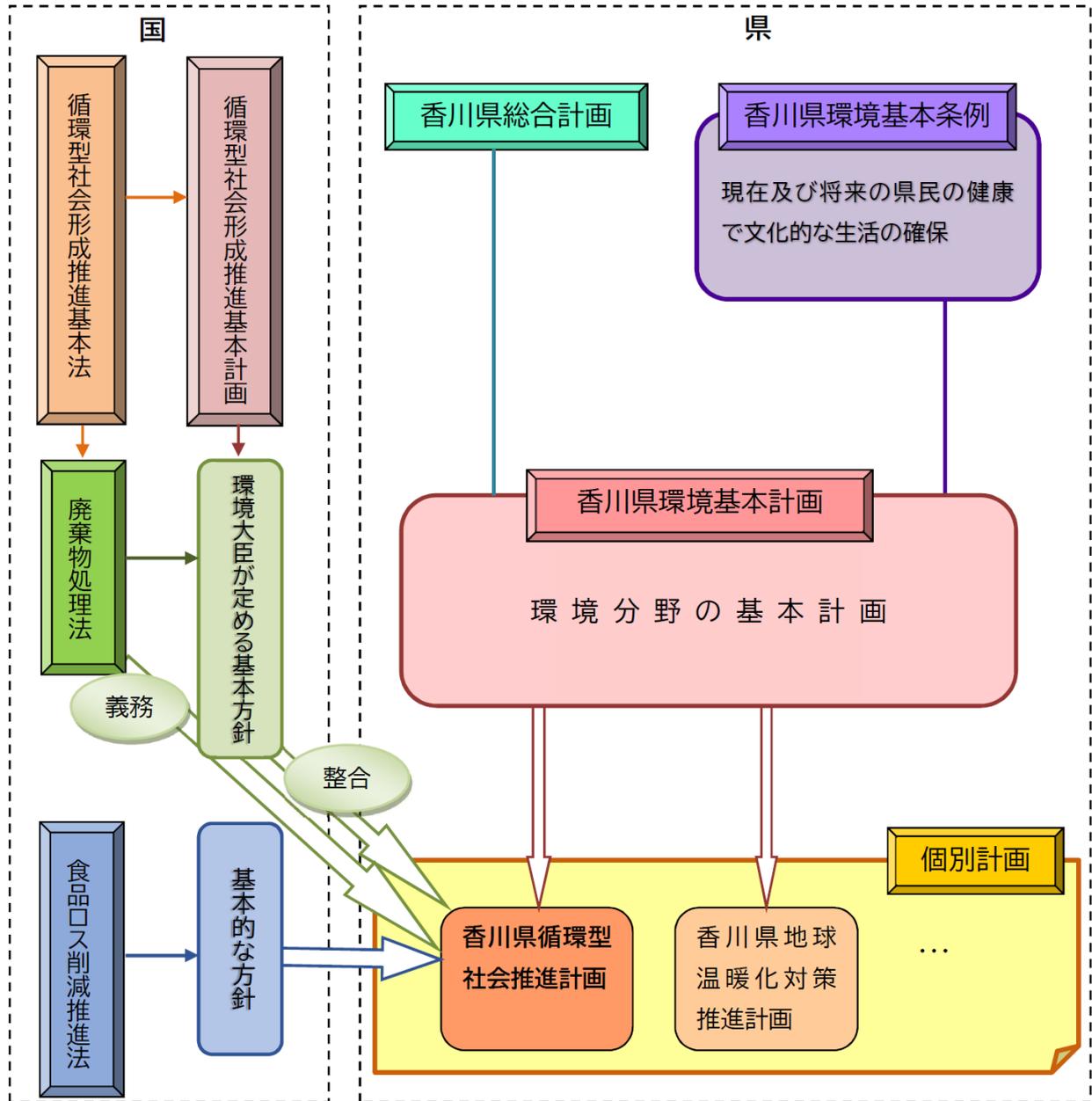
なお、本計画は、循環型社会形成をより一層推進する観点から、これまでの内容に加え、プラスチック資源循環や食品ロス削減、災害廃棄物処理に関する事項を一体的に定め、総合的に推進する計画とすることとし、計画名を従来の「香川県廃棄物処理計画」から「香川県循環型社会推進計画」に変更しています。



2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく計画と位置づけるとともに、食品ロス削減の推進については、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく計画として位置づけ策定します。

また、県政運営の基本指針である『香川県総合計画』の分野別計画及び香川県環境基本条例(平成7年香川県条例第4号)に基づく『香川県環境基本計画』の資源循環分野に関する個別計画として位置づけます。



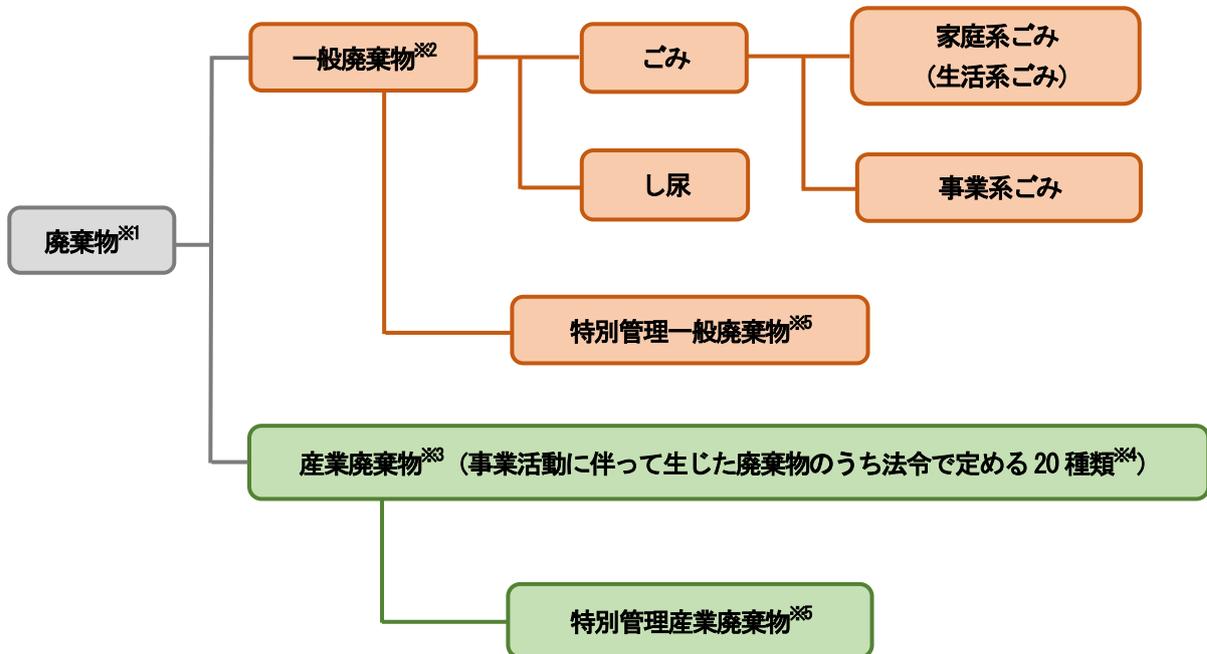
3 計画の期間

計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

4 対象とする廃棄物

廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物(一般廃棄物(し尿を除く)及び産業廃棄物)とします。

なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物と異なるため、香川県全域域生活排水処理構想に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適正な処理を推進します。



廃棄物の分類

※1 廃棄物 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった固形状又は液状のものをいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

※2 一般廃棄物 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、「ごみ」と「し尿」に分かれます。さらに、「ごみ」は、主に家庭から発生する「家庭系ごみ(生活系ごみ)」と、事業活動に伴ってオフィスや飲食店などから発生する「事業系ごみ」に分かれます。

※3 産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定める20種類のものをいい、全ての事業活動に共通するもの(燃え殻、汚泥など)と特定の事業活動に限定されるもの(紙くず、木くずなど)があります。

※4 産業廃棄物の種類

【あらゆる事業活動に伴うもの】(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)廃油、(4)廃酸、(5)廃アルカリ、(6)廃プラスチック類、(7)ゴムくず、(8)金属くず、(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(10)鋸さい、(11)がれき類、(12)ばいじん

【特定の事業活動に伴うもの】(13)紙くず、(14)木くず、(15)繊維くず、(16)動植物性残さ、(17)動物系固形不要物、(18)動物のふん尿、(19)動物の死体

【その他】(20)(1)～(19)までの産業廃棄物を処分するために処理したもの

※5 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物 一般廃棄物・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの。

第2章 本県の廃棄物の現状と将来推計

第1節 現状

1 一般廃棄物

(1) 排出状況

ごみ^{※6}(一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。)の総排出量は、人口減少による自然減やペットボトル等の容器の軽量化等によるごみの減量化、県民の意識向上などにより、近年は減少傾向で推移しています。

令和5(2023)年度のごみの総排出量は、前年度から0.9万トン減の28.6万トンで、令和元(2018)年度以降最も少ない排出量でしたが、依然として、前計画で定めた令和7(2025)年度の目標であった28.0万トンを上回っています。(図1)

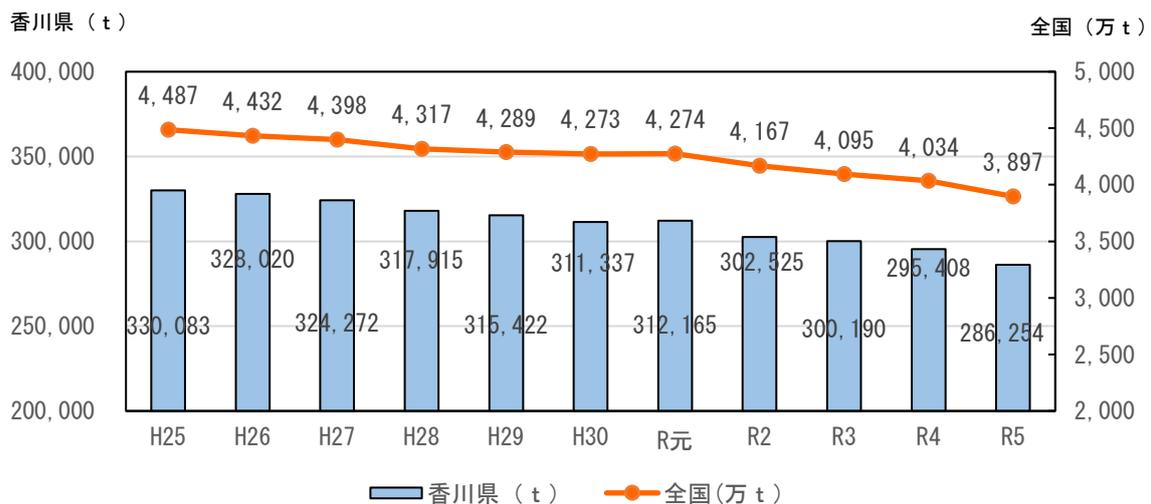


図1 ごみの総排出量の推移(全国・香川県)

※6 ごみの種類 この節のデータの基礎となる一般廃棄物処理事業実態調査では、市町が分別収集しているごみを、次のように分類しています。

可燃ごみ:焼却処理することを目的として収集されるもの。

不燃ごみ:焼却施設以外の中間処理施設にて処理する又は最終処分することを目的として収集されるもの。

資源ごみ:リサイクルすることを目的として収集されるもの。

その他ごみ:有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの。

粗大ごみ:比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの。

総排出量のごみ収集形態^{※7}による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の9割以上となっています。(図2)

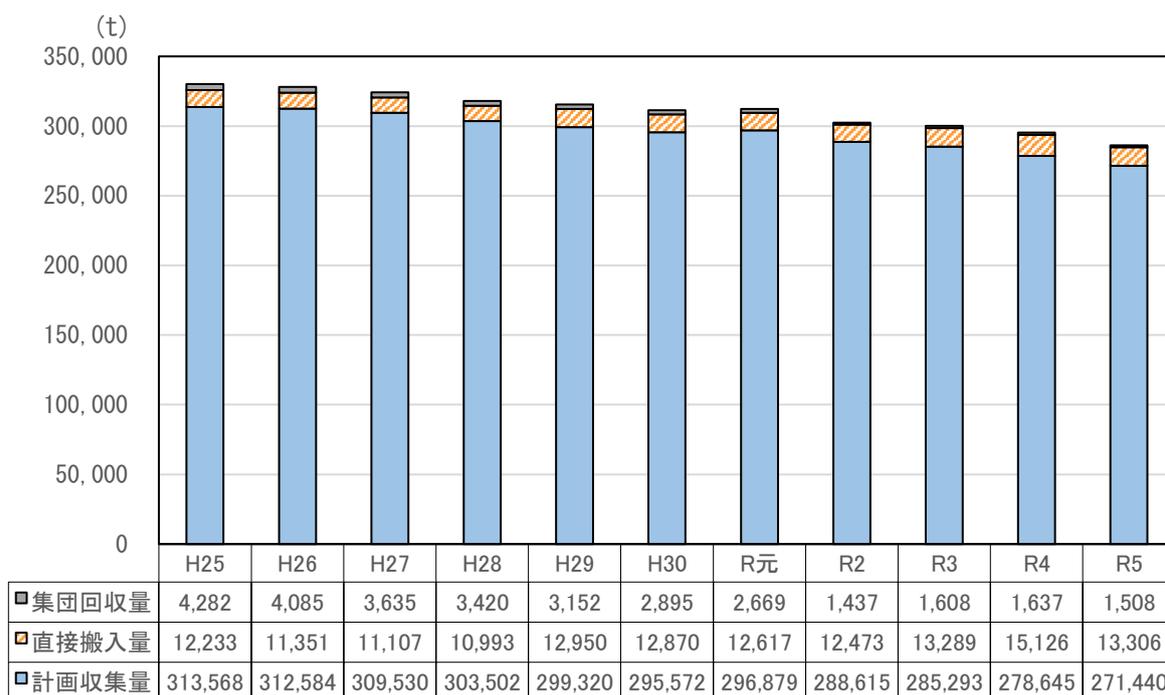


図2 収集形態別の内訳(香川県)

令和5(2023)年度の計画処理量(計画収集量+直接搬入量)28.5万トンのうち、生活系ごみが18.9万トン(66.2%)、事業系ごみが9.6万トン(33.7%)となっています。生活系ごみは減少傾向にあります、事業系ごみは横ばいとなっています。(図3)

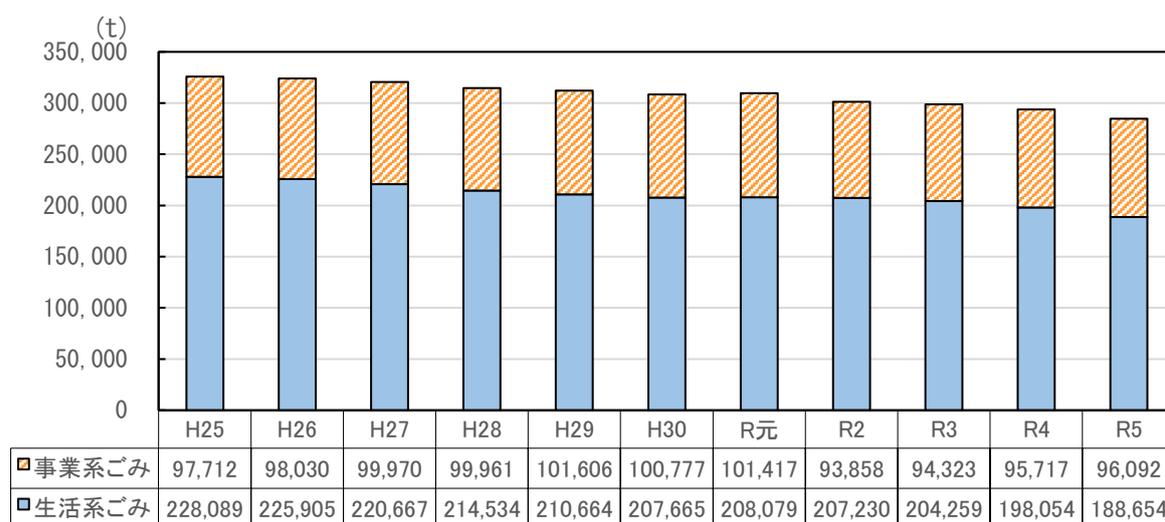


図3 排出区分別排出量の推移(香川県)

※7 ごみ収集形態 市町のごみ処理施設に搬入されたごみの収集形態は、次の3つに区分されます。

集団回収量:市町の補助金等の交付などにより住民団体が収集したごみの量

直接搬入量:(事業者などにより直接搬入されたごみの量)-(市町が収集を委託・許可した者から搬入されたごみの量)

計画収集量:市町が収集したごみの量

1人1日当たりの排出量は、本県、全国ともに減少傾向で推移しています。令和5(2023)年度は、全国平均が851グラムであるのに対して、本県では825グラムとなっています。(図4)

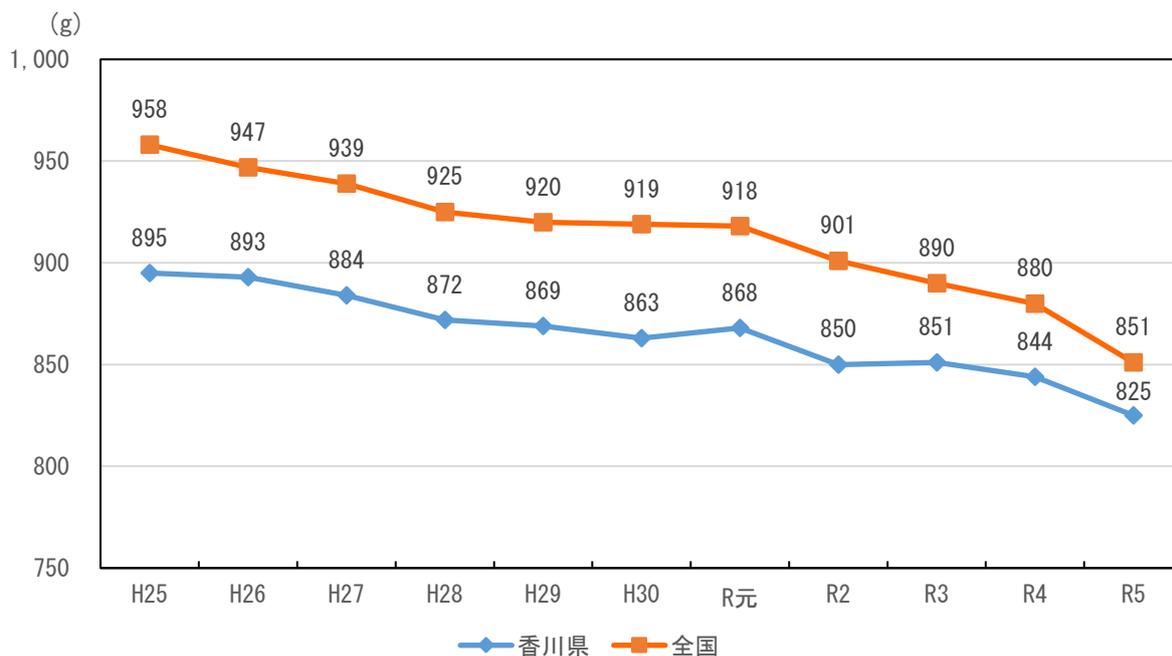


図4 1人1日当たりの排出量の推移(全国・香川県)

令和5(2023)年度の計画収集量(総排出量のうち、市町が収集した量)27.1万トンのうち、可燃ごみが21.7万トンと全体の約8割を占めています。(図5)

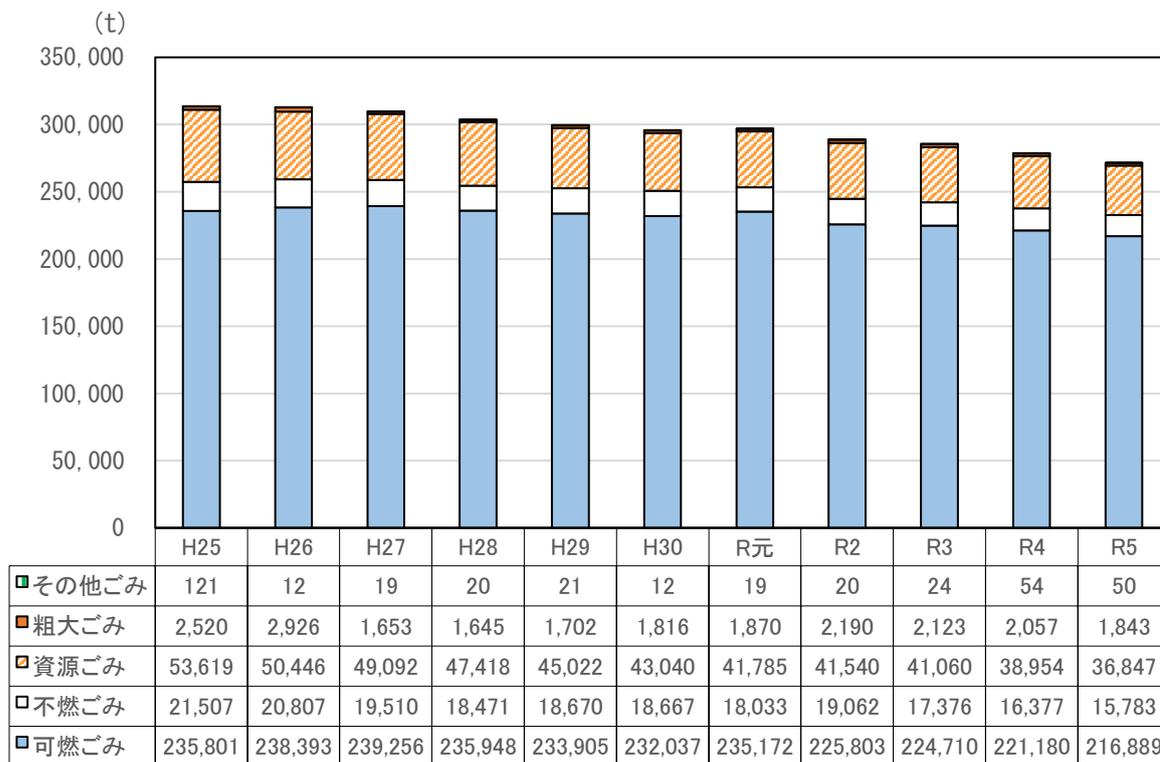


図5 ごみの種類別排出状況の推移(香川県)

(2)リサイクルの状況

ごみのリサイクルについては、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたことにより、リサイクル率は、平成17(2005)年度頃までは上昇傾向でしたが、近年は低下傾向になっています。

令和5(2023)年度のリサイクル率は18.8%で、前年度と比較して0.5ポイント低下しました。全国平均は19.5%で、本県は全国平均を0.7ポイント下回っています。(図6)

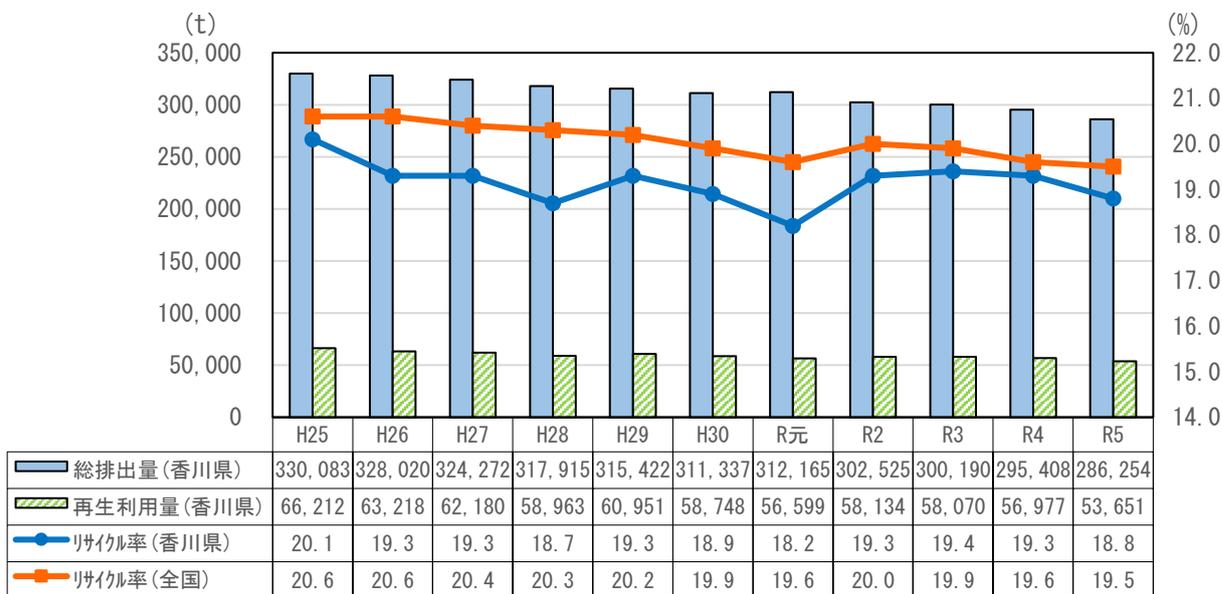


図6 再生利用量・リサイクル率の推移(全国・香川県)

(3)最終処分の状況

最終処分量は減少傾向にあり、令和5(2023)年度は前年度から0.2万トン減少した2.4万トンでした。

1人1日当たりの最終処分量も減少傾向にあり、近年は全国平均並みとなっています。(図7)

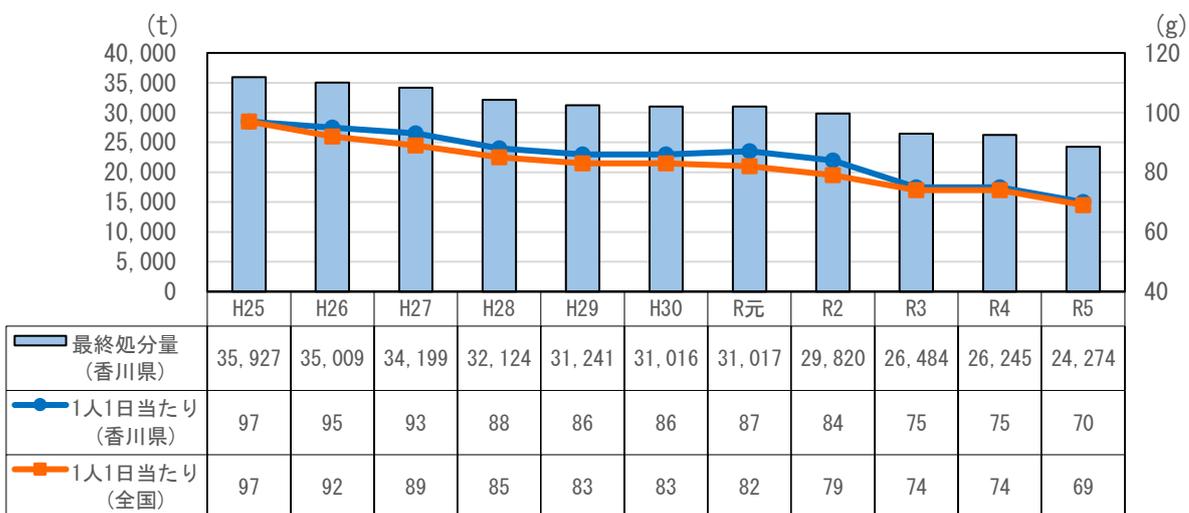
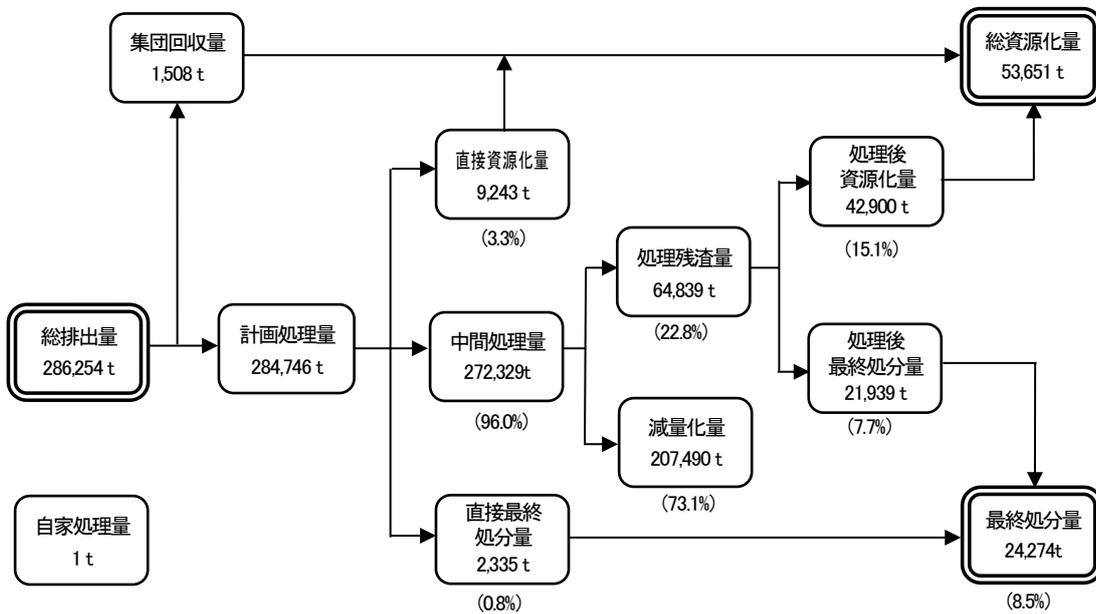


図7 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移(全国・香川県)

(4)処理の流れ

ごみ処理の流れは下記のとおりで、ごみ総排出量のうち、96%が焼却等の中間処理で減量化され、18.4%がリサイクル、8.5%が最終処分されています。(図8)



※ごみ総処理量＝直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量であり、翌年度への繰り越しや、搬入時と処理時の計量器の違いなどにより、「計画処理量」とは一致しない。
 ※（ ）内の数値はごみ総排出量に占める割合。
 ※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

図8 ごみ処理の流れ(香川県)(令和5(2023)年度)

(5)市町別排出の状況

ごみの排出・処理状況の代表的な指標を市町別に比較してみると、どの指標においても市町に大きな差異があることが分かります。

1人1日当たりのごみの排出量は最多が1,483グラム、最少が601グラムとなっており、最多の市町と最少の市町には、約2.5倍の差があります。(図9)

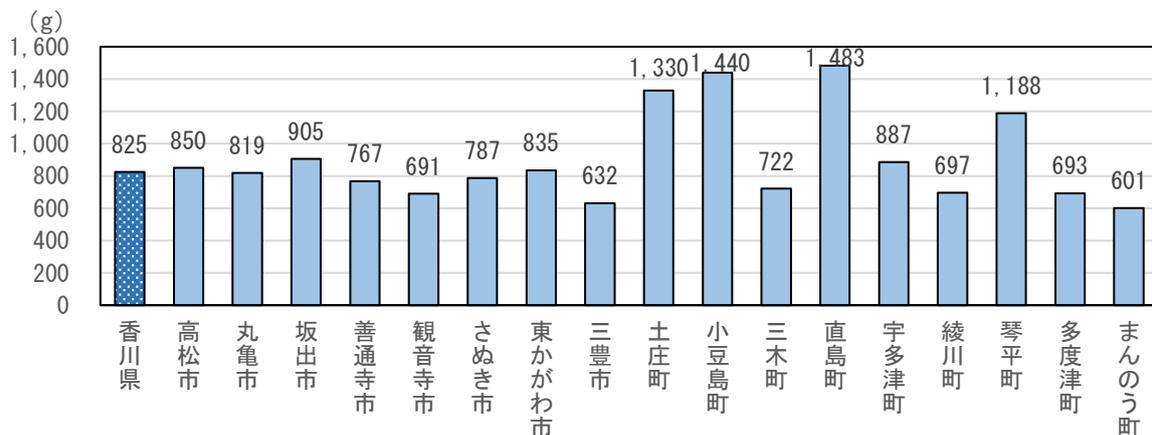


図9 1人1日当たり排出量(市町)(令和5(2023)年度)

リサイクル率は、平成29(2017)年度から可燃ごみを固形燃料の原料等に資源化している三豊市が62.3%と突出して高くなっています。三豊市を除く市町では、最高が25.2%、最低が6.5%となっています。(図10)

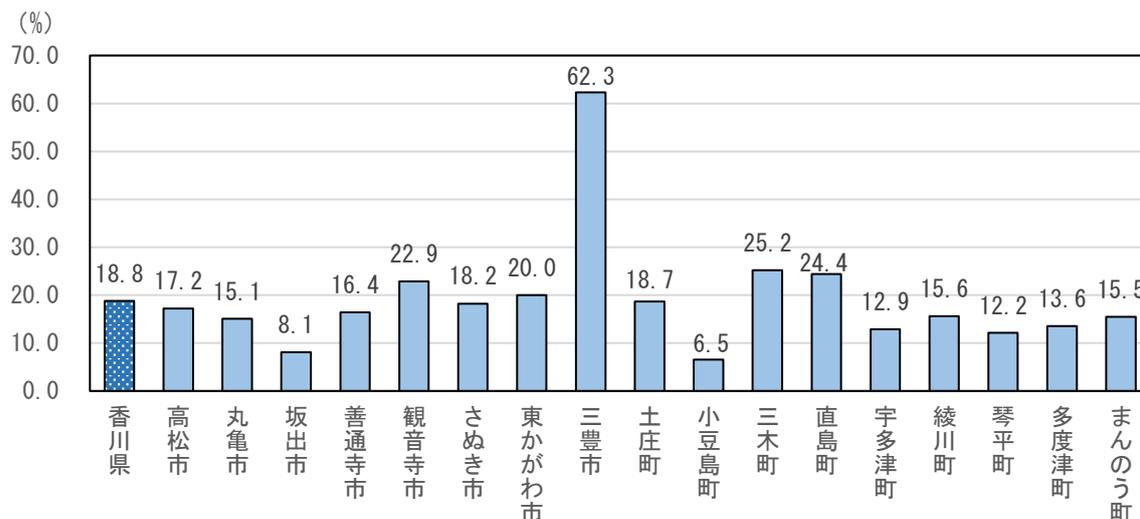


図10 リサイクル率(市町)(令和5(2023)年度)

(6)処理施設の状況

本県の市町及び一部事務組合が設置している一般廃棄物処理施設の状況は、令和5(2023)年度末現在で、焼却・溶融施設が8施設(合計処理能力:1,361 トン/日)、再生利用施設が11施設(合計処理能力:196.5トン/日)、最終処分場が11施設(残余容量:414 千立方メートル、残余年数:18.7年)などとなっています。(図11)



図11 市町等の処理施設の状況

(7)ごみ処理事業経費

1人当たりのごみ処理経費は、老朽化したごみ処理施設の改修工事が行われた平成27(2015)～29(2017)年度にかけて上昇し、全国平均を上回った年度もありました。令和5(2023)年度は18,100円で全国平均を下回っていますが、引き続き、経費削減に努めることが求められています。(図12)

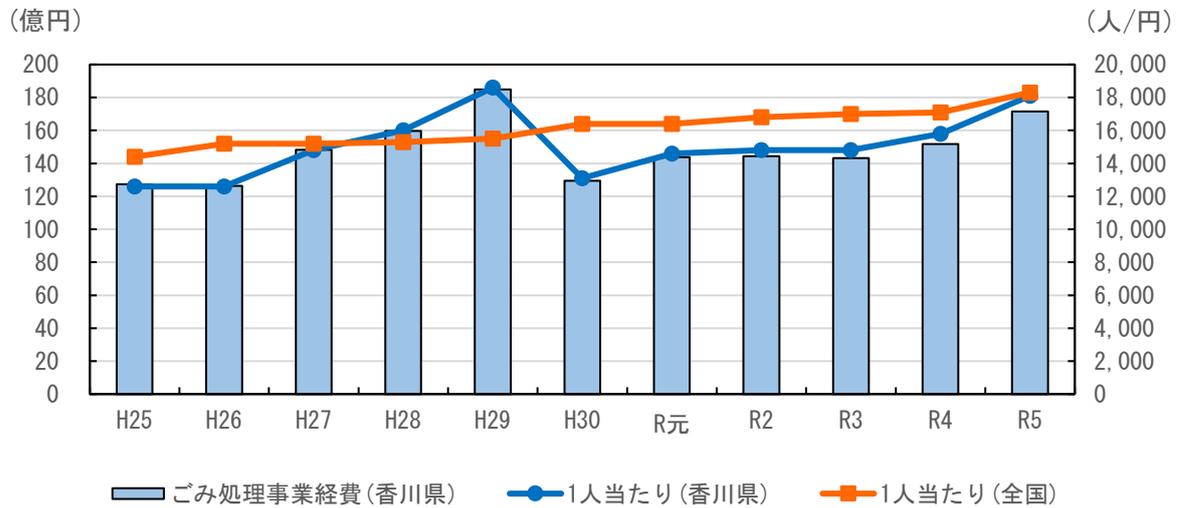


図12 ごみ処理事業経費の推移(全国・香川県)

2 産業廃棄物

(1)排出状況

近年における本県の産業廃棄物の総排出量は、微増と微減を繰り返しており、240万トン台で推移しています。(図13)

令和5(2023)年度の産業廃棄物の総排出量は248.3万トンでした。種類別排出量は、最も多いものが、がれき類94.7万トン(38.2%)、次いで、動物のふん尿が60.2万トン(24.3%)、汚泥が59.8万トン(24.1%)となっており、この3種類で排出量全体の86.5%を占めています。(図14)

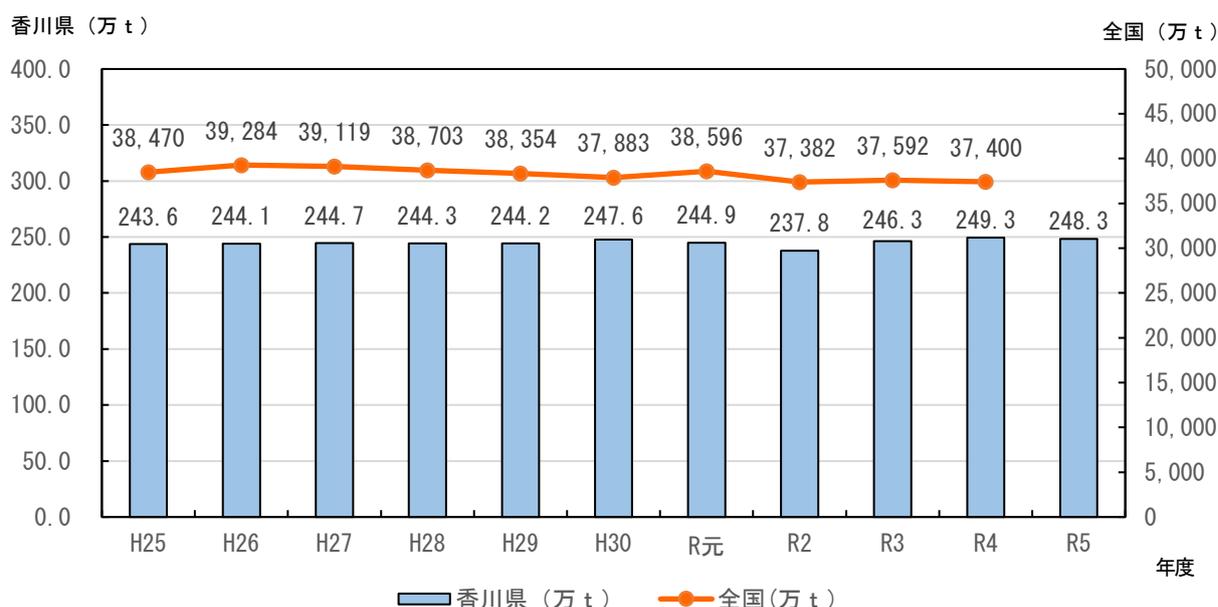
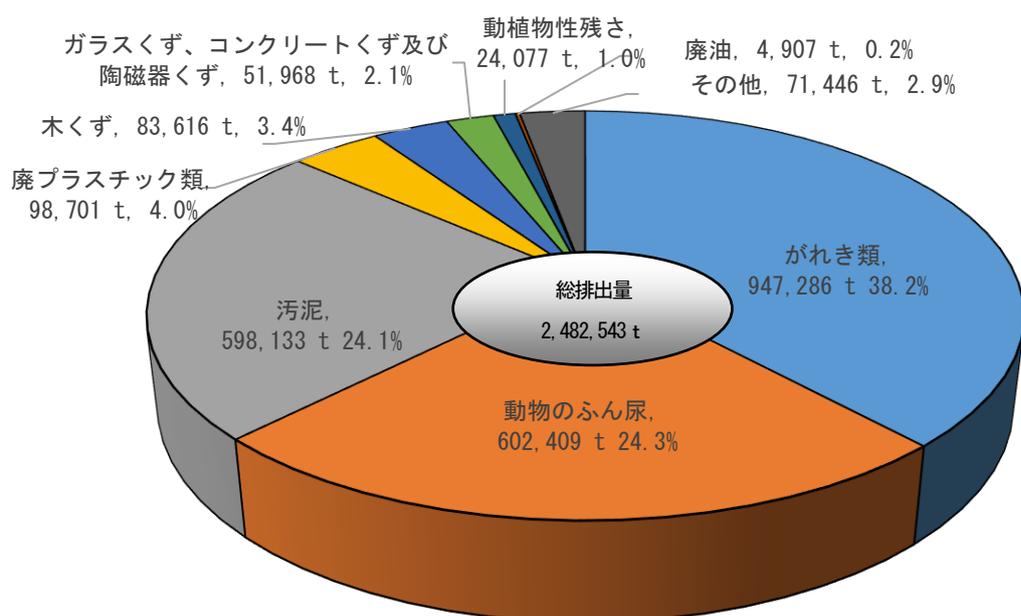


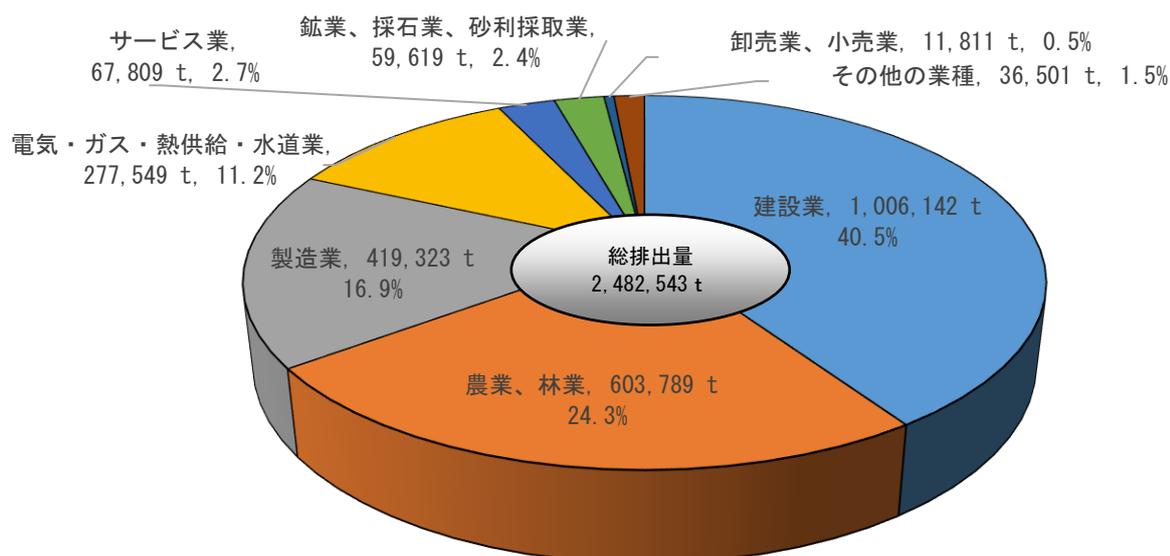
図13 産業廃棄物の総排出量の推移(全国・香川県)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図14 産業廃棄物の種類別排出量(香川県)(令和5(2023)年度)

令和5(2023)年度の業種別排出量は、建設業100.6万トン(40.5%)が最も多く、次いで、農業、林業 60.4万トン(24.3%)、製造業 41.9万トン(16.9%)などとなっています。(図15)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図15 産業廃棄物の業種別排出量(香川県)(令和5年(2023)年度)

(2) 景気動向の影響

産業廃棄物は事業活動に伴って発生・排出されることから、その総排出量は、景気動向に左右される傾向があります。

産業廃棄物の総排出量を香川県景気動向指数^{※8}(CI:一致指数)と対比すると、令和元年(2019)年から令和2年(2020)年にかけての後退期には、新型コロナウイルスの影響もあいまって、総排出量は237.8万トン(令和2年(2020)年度)まで減少しました。

その後、令和3(2021)年からの拡張期には、増加傾向に転じ、ここ数年は、おおむね 240万トン台で推移しています。(図16)

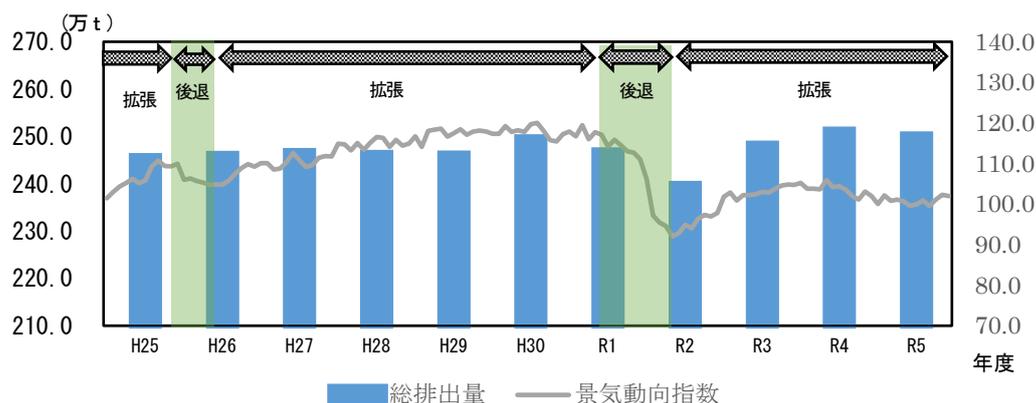


図16 産業廃棄物の総排出量と景気動向(香川県)

※8 香川県統計調査課調べ。景気動向指数は、生産、雇用などの様々な経済活動の指標の動きを統合し、景気の現状把握や将来予測のために作成された総合的な景気指標です。CI(Composite Index)は採用した指標の変化率を合成したもので、上昇していれば景気は拡張局面、低下していれば景気は後退局面にあるとみられ、景気変動の大きさやテンポ(量感)を測定するために用います。CIには、景気に対して数ヵ月程度先行して動く先行指数(Leading Index)、ほぼ一致して動く一致指数(Coincident Index)、半年から1年程度遅れて動く遅行指数(Lagging Index)の3つの指数があります。

(3)リサイクルの状況

令和5(2023)年度の再生利用量は175.7万トンで、平成25(2013)年度から横ばい傾向にあります。(図17)

リサイクル率もおおむね同じような傾向にあり、令和5(2023)年度には70.8%に推移した一方で、前計画の目標値である71.5%(目標年度:令和7(2025)年度)は達成できていません。(図17)

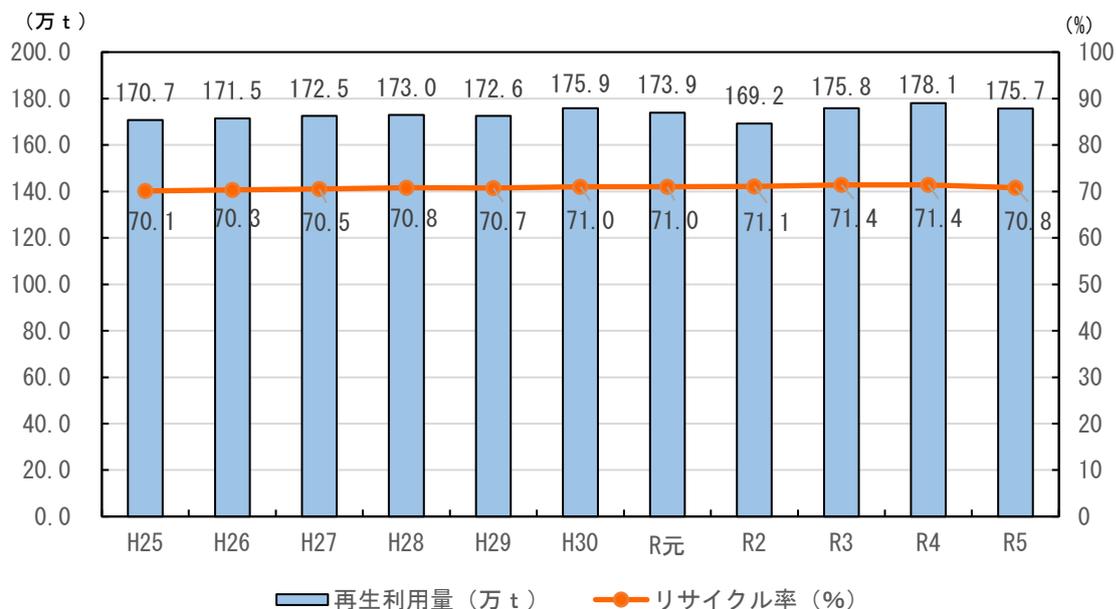
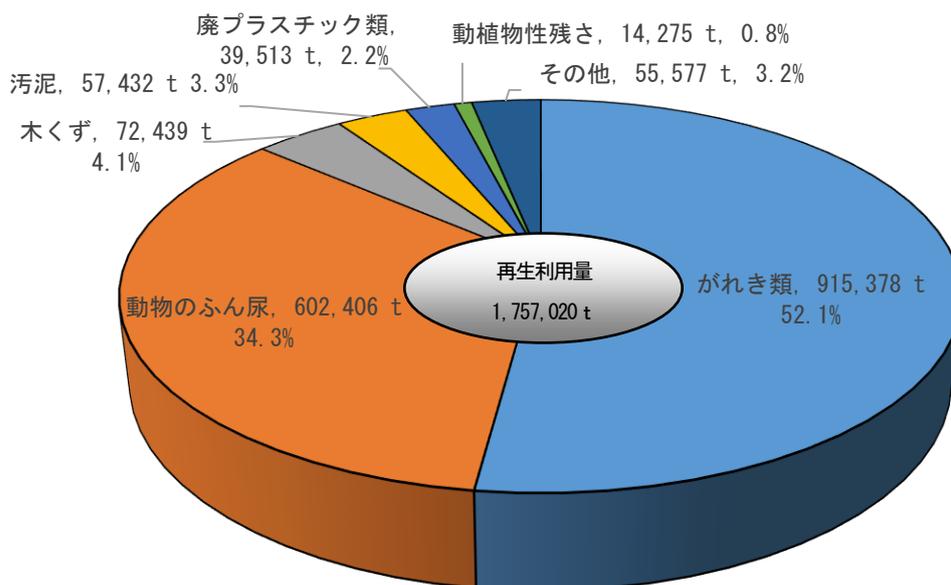


図17 産業廃棄物の再生利用量とリサイクル率の推移(香川県)

令和5(2023)年度の種別別再生利用量は、がれき類 91.5万トン(52.1%)が最も多く、次いで、動物のふん尿60.2万トン(34.3%)、木くず7.2万トン(4.1%)などとなっています。(図18)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図18 産業廃棄物の種別別再生利用量(香川県)(令和5(2023)年度)

(4)最終処分の状況

令和5(2023)年度の再生利用量は 175.7 万トンで、平成25(2013)年度から横ばい傾向にあります。

一方で令和5(2023)年度の最終処分量は 12.4 万トンで、平成25(2013)年度から減少傾向であり、前計画の目標値(令和7(2025)年度に 16.1 万トン)を達成しています。(図 19)

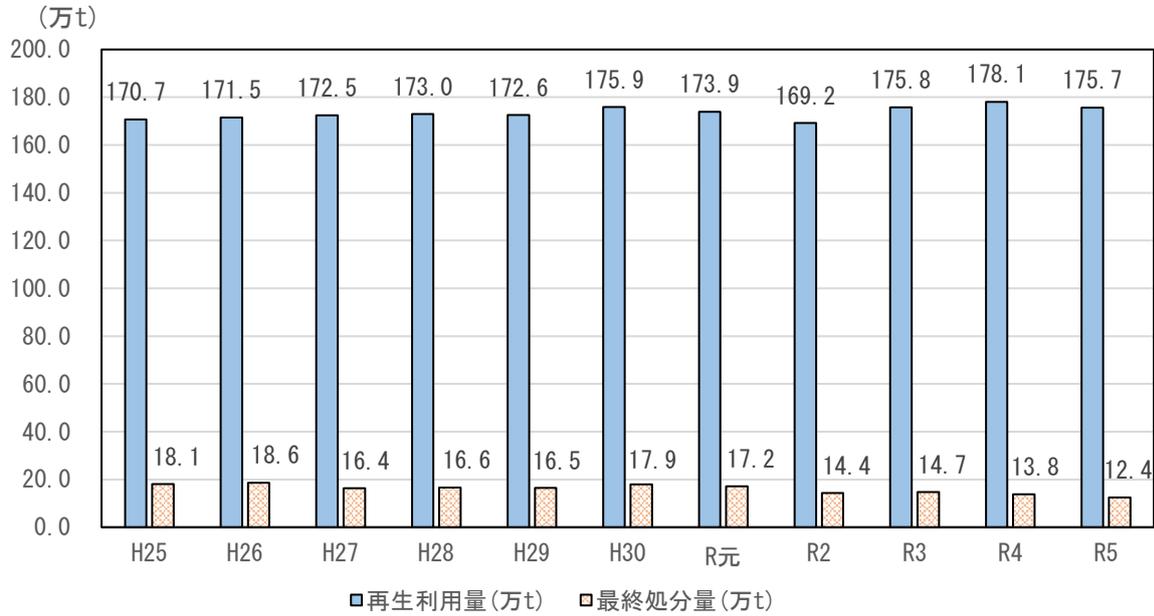
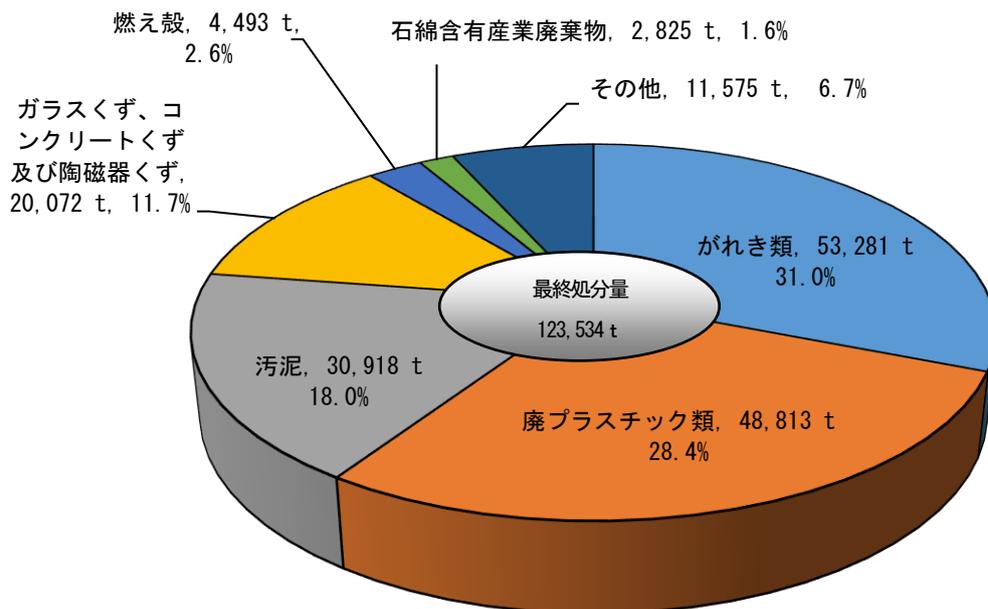


図 19 産業廃棄物の再生利用量と最終処分量の推移(香川県)

令和5(2023)年度の種類別最終処分量は、がれき類 5.3 万トン(31.0%)が最も多く、次いで、廃プラスチック類 4.9 万トン(28.4%)、汚泥 3.1 万トン(18.0%)などとなっています。(図 20)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 20 産業廃棄物の種類別最終処分量(香川県)(令和 5(2023)年度)

(5)処理の流れ

令和5(2023)年度は総排出量のうち 22.8%が焼却等の中間処理で減量化され、70.8%がリサイクル、5.0%が最終処分されています。(図 21)

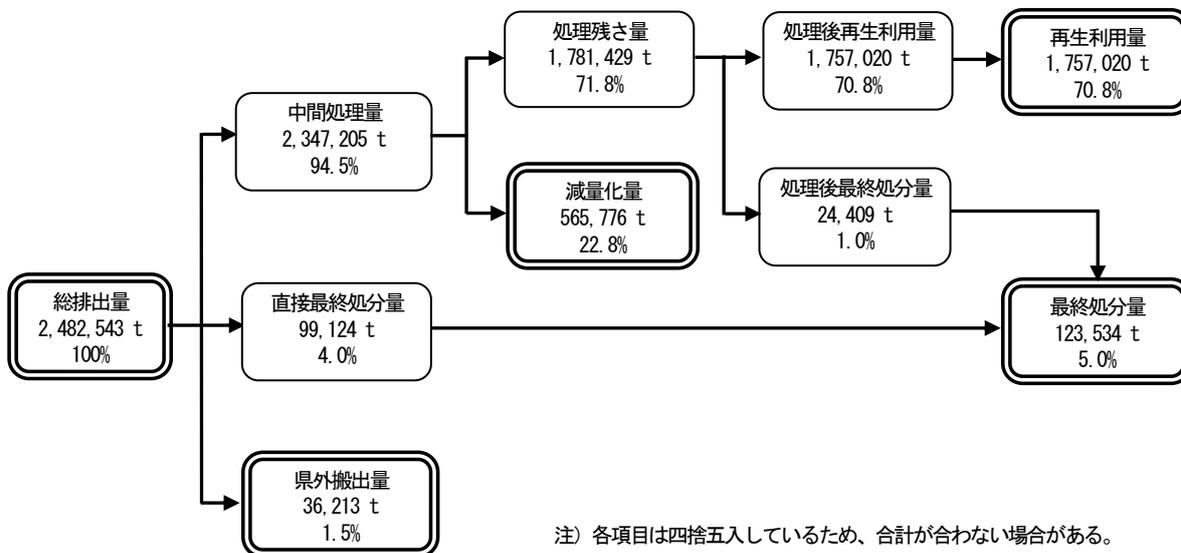


図 21 産業廃棄物の処理状況(香川県)(令和 5(2023)年度)

(6)処理施設の状況

排出事業者、処理業者、公共が設置している産業廃棄物処理施設(香川県知事又は高松市長の設置許可対象施設)の令和6(2024)年度末現在の状況は、表1のとおりです。

なお、令和5(2023)年度末の最終処分場残余容量は安定型が113.5万立方メートル、管理型が37.6万立方メートル、残余年数は安定型が 19.0年、管理型が5.9年となっています。

【令和 6(2024)年度末現在】

| 処理施設の種類の | | 高松市 | 高松市以外 | 合計 |
|--------------------|----------------|-----|-------|-----|
| 中間処理施設 | 汚泥の脱水施設 | 12 | 20 | 32 |
| | 汚泥の乾燥施設 | 0 | 1 | 1 |
| | 汚泥の焼却施設 | 0 | 0 | 0 |
| | 廃油の油水分離施設 | 0 | 2 | 2 |
| | 廃酸・廃アルカリの中和施設 | 0 | 1 | 1 |
| | 廃プラスチック類の破碎施設 | 2 | 24 | 26 |
| | 廃プラスチック類の焼却施設 | 0 | 1 | 1 |
| | 汚泥のコンクリート固形化施設 | 0 | 1 | 1 |
| | 産業廃棄物の焼却施設 | 4 | 13 | 17 |
| | 木くずの破碎施設 | 11 | 31 | 42 |
| | がれき類の破碎施設 | 18 | 43 | 61 |
| | 小計 | 47 | 137 | 184 |
| 最終処分場 (海面埋立を含む) | 安定型(埋立中のもの) | 0 | 9 | 9 |
| | 管理型(埋立中のもの) | 1 | 8 | 9 |
| | 小計 | 1 | 17 | 18 |
| 合計 | | 48 | 154 | 202 |

表1 県内の産業廃棄物処理施設の設置状況

(7)処理業者の状況

令和6(2024)年度末現在の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理業の許可状況は、表2のとおりです。

【令和6(2024)年度末現在】

| | 産業廃棄物処理業 | | 特別管理産業廃棄物処理業 | |
|------------|----------|-------|--------------|-------|
| | 高松市 | 高松市以外 | 高松市 | 高松市以外 |
| 収集運搬 | 144 | 2,101 | 13 | 219 |
| 中間処理のみ | 45 | 89 | 3 | 5 |
| 最終処分のみ | 0 | 4 | 0 | 2 |
| 中間処理及び最終処分 | 1 | 6 | 0 | 1 |
| 計 | 190 | 2,200 | 16 | 227 |

表2 県内の産業廃棄物処理業者の状況

(8)広域移動の状況

令和5(2023)年度において県外から県内に搬入された量は 9.7 万トン、県内から県外に搬出された量は 3.6 万トンです。近年は、県外から県内への搬入、県内から県外への搬出ともに減少傾向にあります。(図 22)

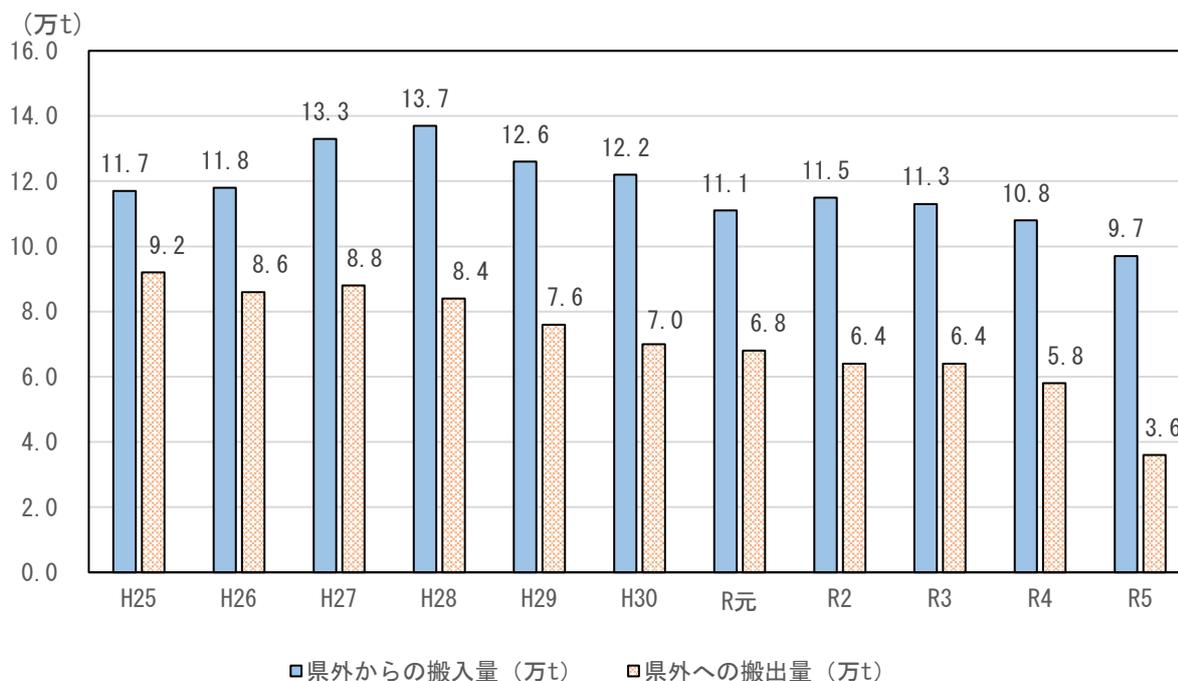
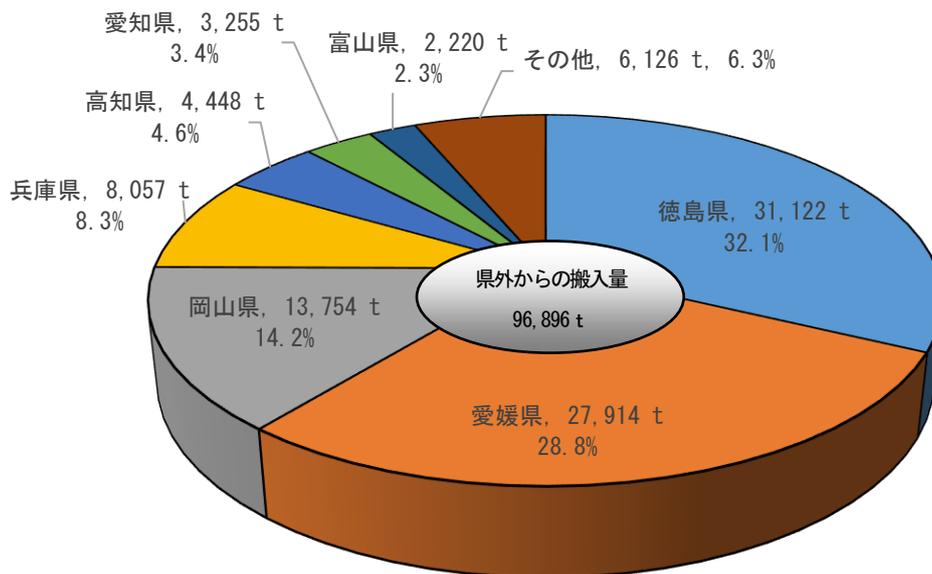


図 22 広域移動の状況

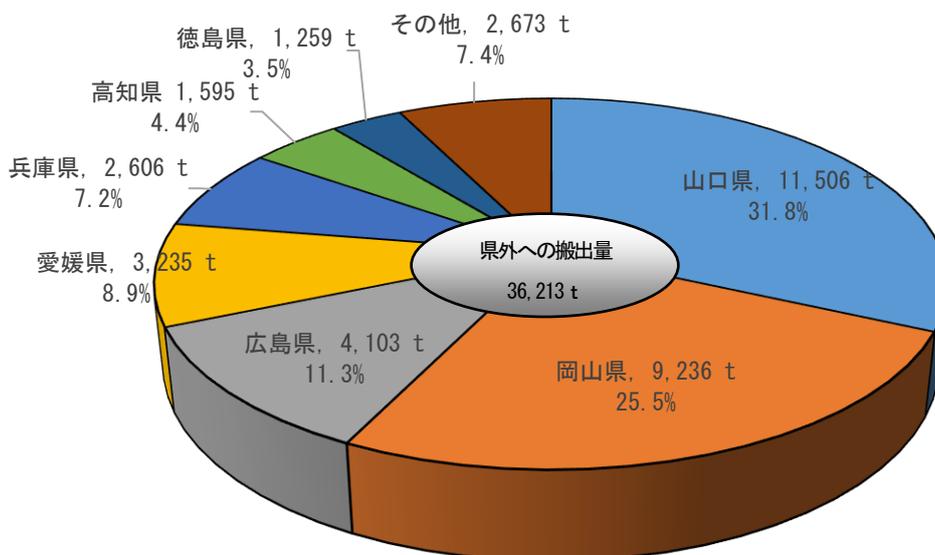
令和5(2023)年度は、34 都道府県から県内へ搬入されています。都府県別に見ると、搬入量が最も多いのは、徳島県 3.1万トン(32.1%)、次いで、愛媛県 2.8 万トン(28.8%)、岡山県 1.4万トン(14.2%)、兵庫県 0.8万トン(8.3%)、高知県 0.4万トン(4.6%)でした。(図 23)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 23 搬入元別(県外⇒香川県)(令和 5(2023)年度)

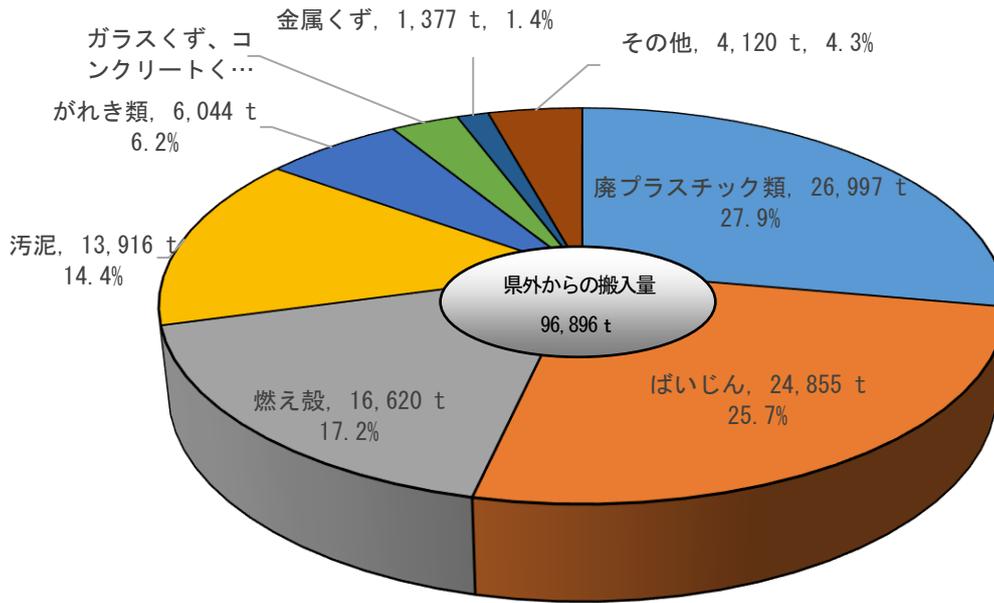
反対に、県内からは 24 都道府県へ搬出されています。搬出量が最も多いのは、山口県 1.2 万トン(31.8%)、次いで、岡山県 0.9 万トン(25.5%)、広島県 0.4万トン(11.3%)、愛媛県 0.3万トン(8.9%)でした。(図 24)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 24 搬出先別(香川県⇒県外)(令和 5(2023)年度)

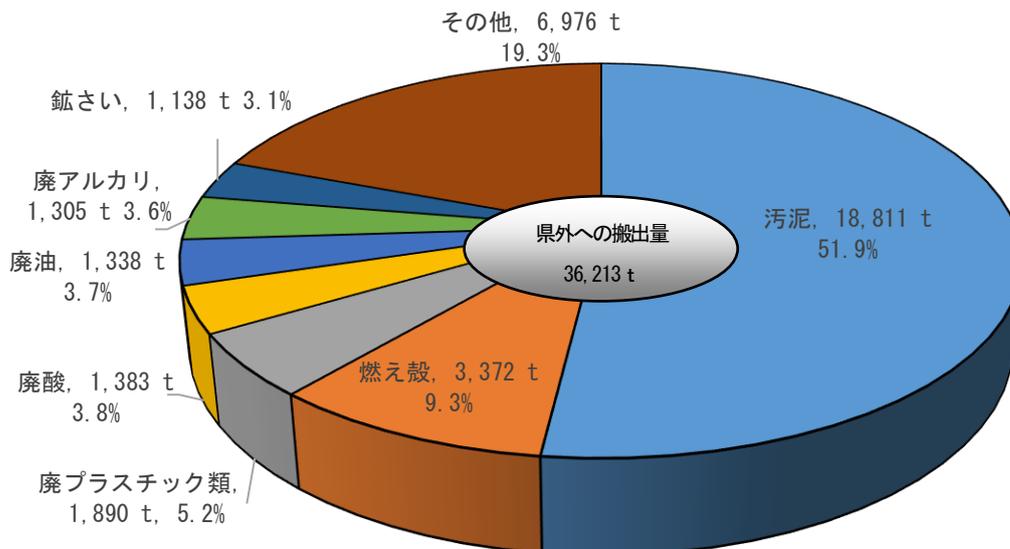
令和5(2023)年度の種別搬入及び搬出の状況は、搬入種別では、廃プラスチック類及びばいじんが全体の53.6%を占めています。(図25)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図25 搬入種別(県外⇒香川県)(令和5(2023)年度)

搬出種別では、汚泥の占める割合が高く全体の51.9%を占めています。(図26)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図26 搬出種別(香川県⇒県外)(令和5(2023)年度)

3 廃棄物に関する苦情

苦情の件数

平成25(2013)年度には、不法投棄、野外焼却等に対する苦情が年間 119 件寄せられました。令和6(2024)年度には127件となっています。

廃棄物の不適正処理に関する苦情は年度によって増減はあるものの、依然として、後を絶たない状況です。(図 27)

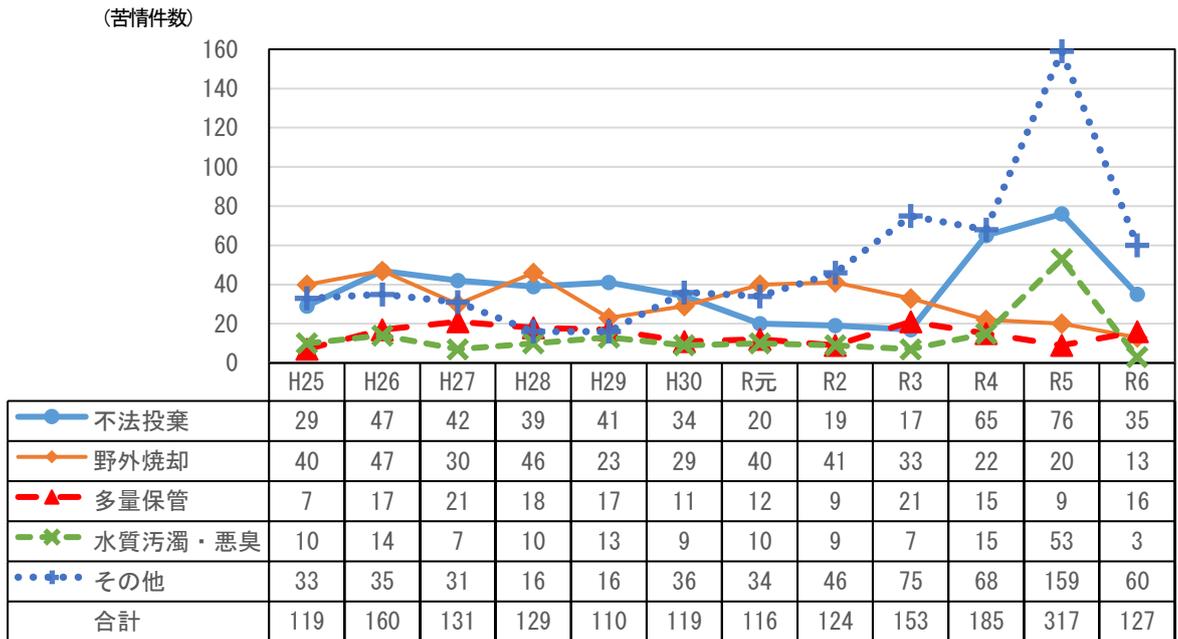
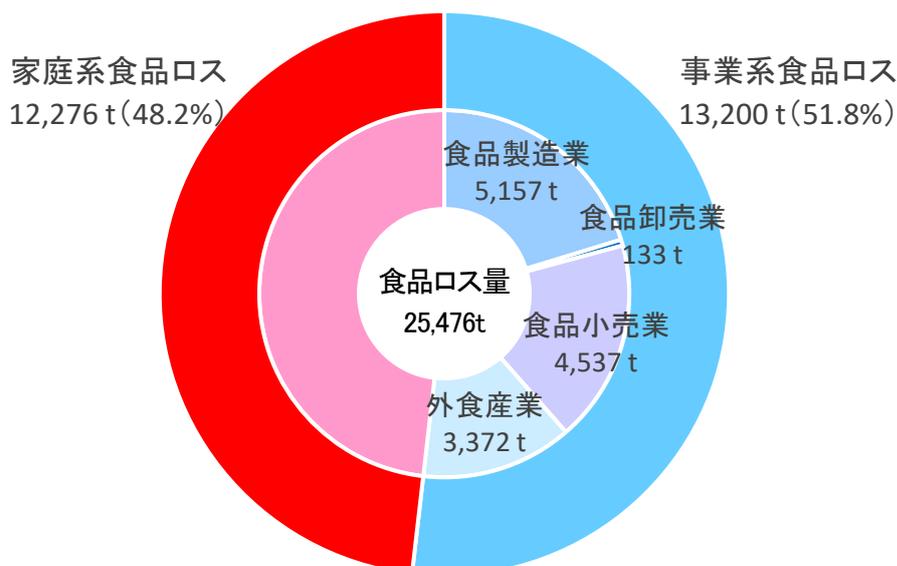


図 27 廃棄物に関する苦情件数の推移(香川県)

4 食品ロス

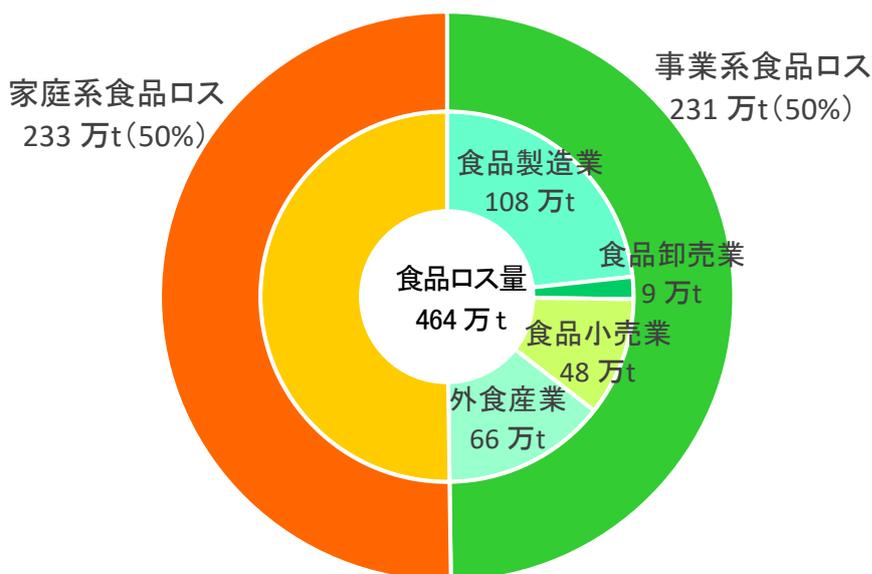
食品ロスの発生量

本県における家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生量をそれぞれ推計した結果、家庭系食品ロスは年間 12,276 トン、事業系食品ロスは年間 13,200 トン、香川県全体での食品ロス発生量は年間 25,476 トンで、県民一人一日当たり 75.4g と推計されます。(図28) その発生源は、家庭系が 48.2%、事業系が 51.8%で、全国(図29)とほぼ同じ割合となっています。



※県民一人一日当たり 約75.4g

図 28 食品ロス発生量(香川県)(令和 5(2023)年度)



※国民一人一日当たり 約102g

図 29 食品ロス発生量(全国)(令和 5(2023)年度)

第2節 将来推計

1 一般廃棄物

令和12(2030)年度までの一般廃棄物の総排出量等の将来推計を、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省調査)による市町ごとの過去10年間の実績値を基礎に、減量化等の施策や制度が現状のまま変更されないものと仮定して、将来推計の手法であるトレンド推計方式により行いました。

総排出量

一般廃棄物の総排出量は、近年、減少傾向にあり、発生抑制意識の高まりや人口減少などが今後も続くことにより、減少すると予測しています。計画期間の最終年度である令和12(2030)年度には、総排出量は27.2万トン(図30)、1人1日当たりの排出量は831グラム(図31)になると予測しています。

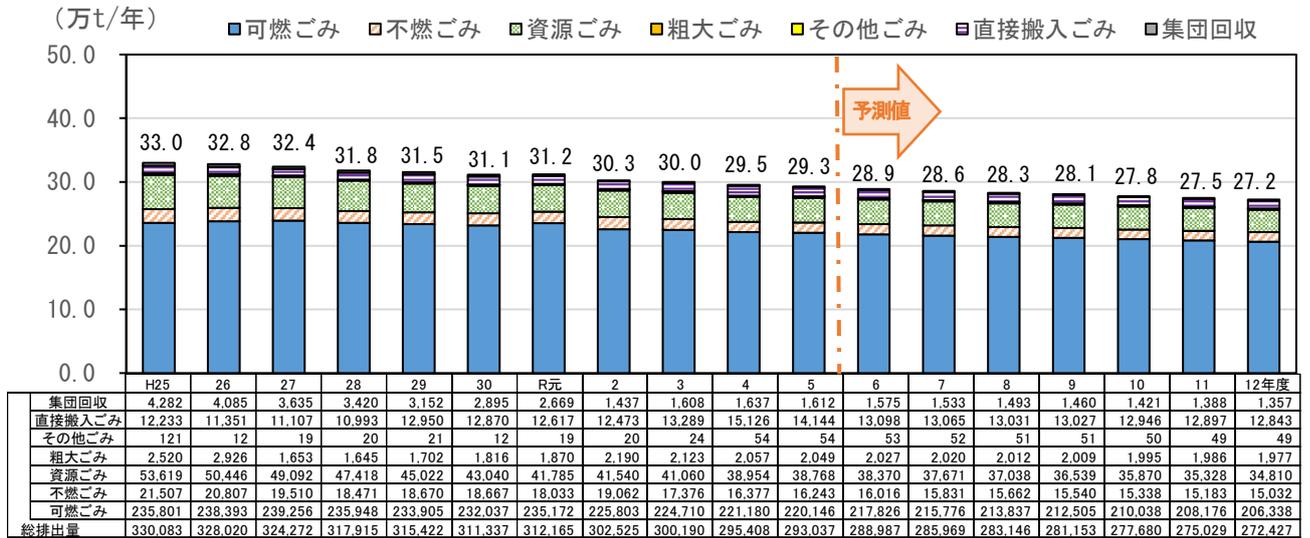


図30 一般廃棄物の総排出量の将来予測(香川県)

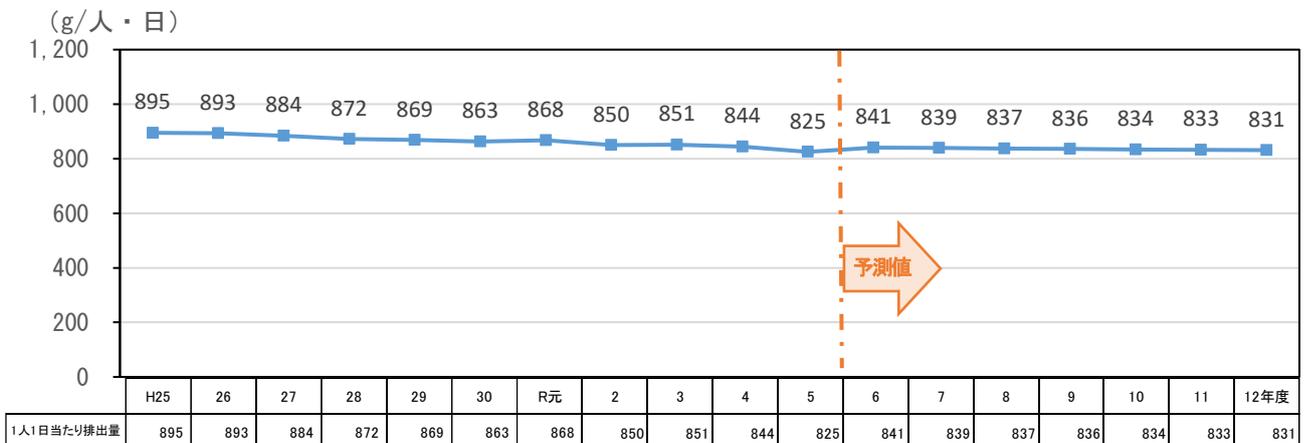


図31 1人1日当たり排出量の将来予測(香川県)

2 産業廃棄物

令和 12(2030)年度までの産業廃棄物の総排出量の将来推計を、業種ごとの活動量指標(製造品出荷額や元請完成工事高など)の過去のトレンドについて統計学的手法を用いた時系列解析を行うことで将来の活動量指標の伸び率を算出し、その伸び率に基準年度(令和5(2023)年度)の業種ごとの排出量を乗じることにより行いました。

総排出量

産業廃棄物の総排出量は、ほぼ横ばいで推移することが見込まれ、令和12(2030)年度の総排出量は、248.7万トンと予測しています。(図 32)

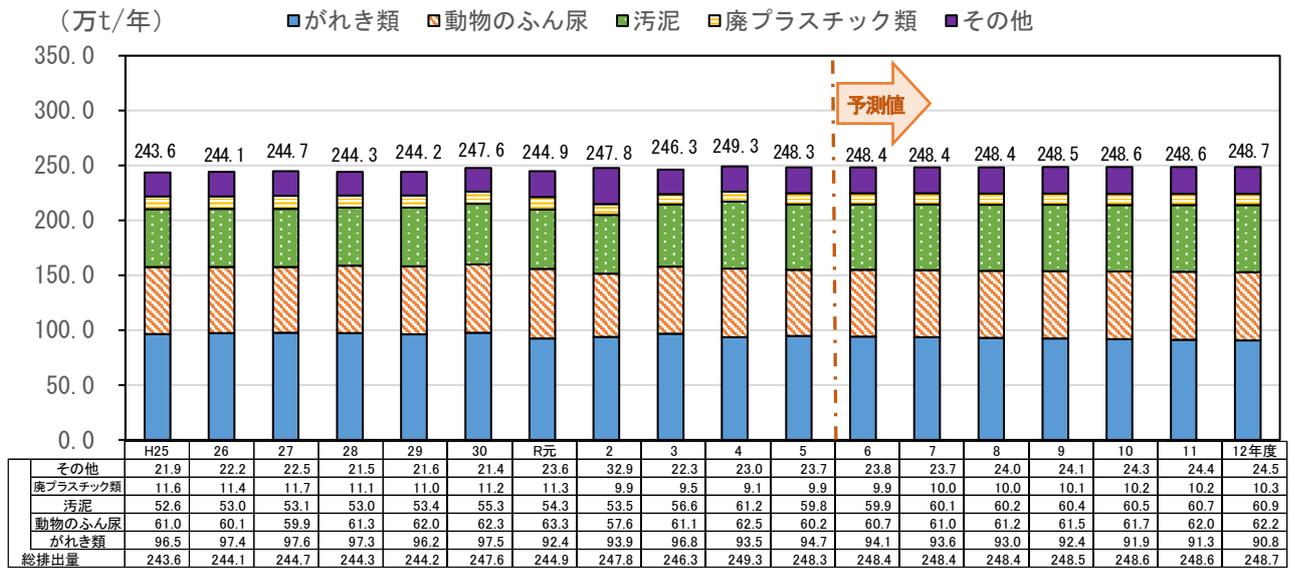


図 32 産業廃棄物総排出量の将来予測(香川県)

第3章 県民の意識（県政世論調査から）

1 調査の概要

(1)目的

県政の諸問題について、県民の意見や要望等を把握し、今後の施策立案に際しての基礎資料とすることを目的とする。

(2)調査方法

調査地域 香川県全域

調査対象 満18歳以上の県民

標本数 3,000

抽出方法 層化二段無作為抽出法

調査方法 郵送配布(回収は郵送とWeb回答の併用)

調査時期 令和6(2024)年5月28日 から 令和6(2024)年6月19日 まで

(3)調査項目

- 行政の環境への取組み(満足度・重要度) <10項目>
- 環境に優しい行動への取組み(資源の有効利用・廃棄物の適正処理) <5項目>
- 行政に期待する取組み(ごみの減量化・リサイクル推進のための取組み) <9項目>
- 環境施策に関する要望

(4)回答結果

回答率 45.6%(回答者数:1,369人 <男性:594人、女性:734人、不明:41人>)

2 調査の結果

(1)行政の環境への取組み

① 現在の満足度

「とても満足」又は「まあ満足」は、『ゴミの分別、リサイクル対策』が1番目に多い、61.4%であり、『廃棄物の不法投棄対策』は26.9%(7番目)でした。

一方、「とても不満」又は「やや不満」は、『廃棄物の不法投棄対策』が最多の31.7%であり、不満度の高さが他の項目と比較して突出しています。なお、『ゴミの分別、リサイクル対策』は12.2%(8番目)でした。(図33)

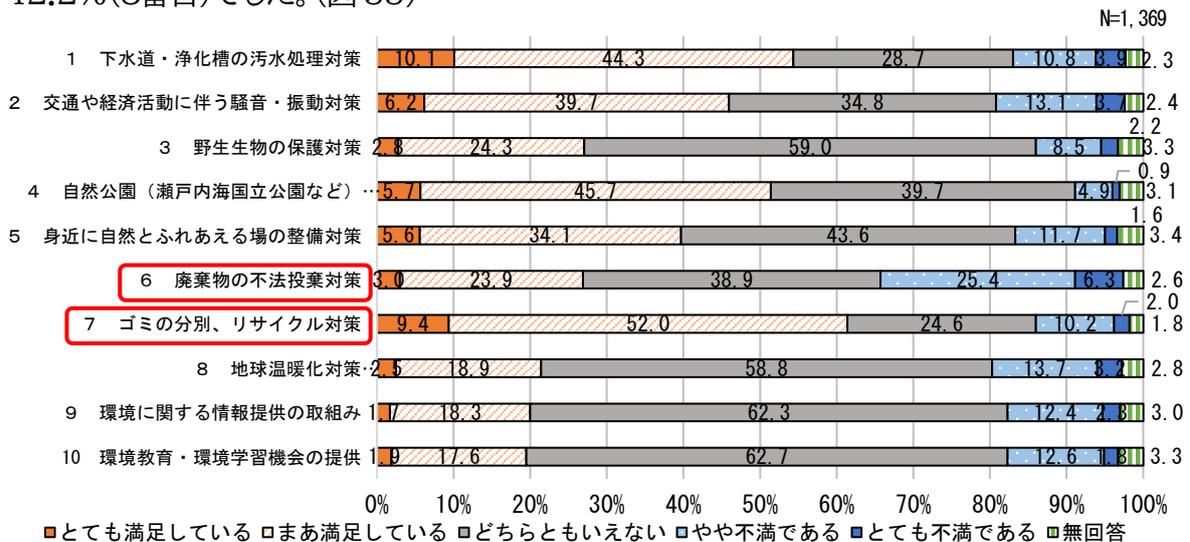


図33 現在の満足度

② 将来の重要度

「とても重要」又は「まあ重要」は、『ゴミの分別、リサイクル対策』が最多の80.4%であり、『廃棄物の不法投棄対策』が3番目の78.6%でした。(図34)

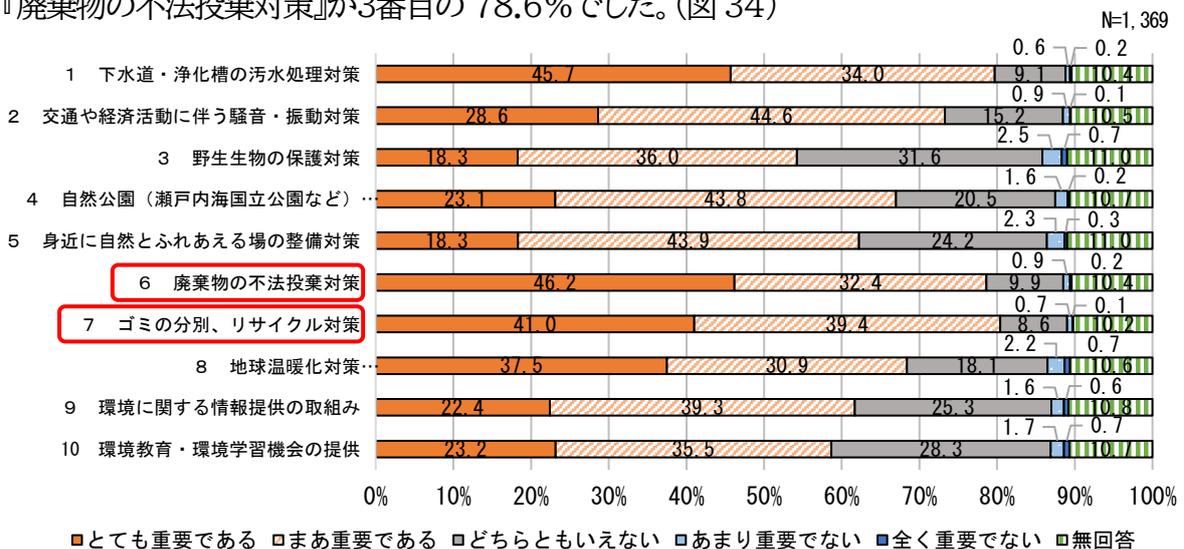


図34 将来の重要度

(2)環境に優しい行動への取組み(資源の有効利用・廃棄物の適正処理)

「いつもしている」又は「ときどきしている」は、『市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している』が最も多く 97.3%でした。次いで、『買い物するときはマイバッグを持参したり、詰替商品や簡易包装の商品を購入するなど、ゴミを減らしている』が 94.6% (2番目)、『食べ物を大事にして、食べ残しなど、本来食べられるものは捨てない』が93.8%(3番目)となっており、リサイクルや廃棄物の適正処理、ごみの削減(リデュース)、食品廃棄物・食品ロスに関する県民の意識の高さが伺えます。

その一方で、『リサイクルショップやフリーマーケットを活用するなど、再利用に努めている』は 39.6%にとどまっており、リサイクルに対する意識は高いものの、リユースに関する意識は、依然として、相対的に低いと考えられます。(図 35)

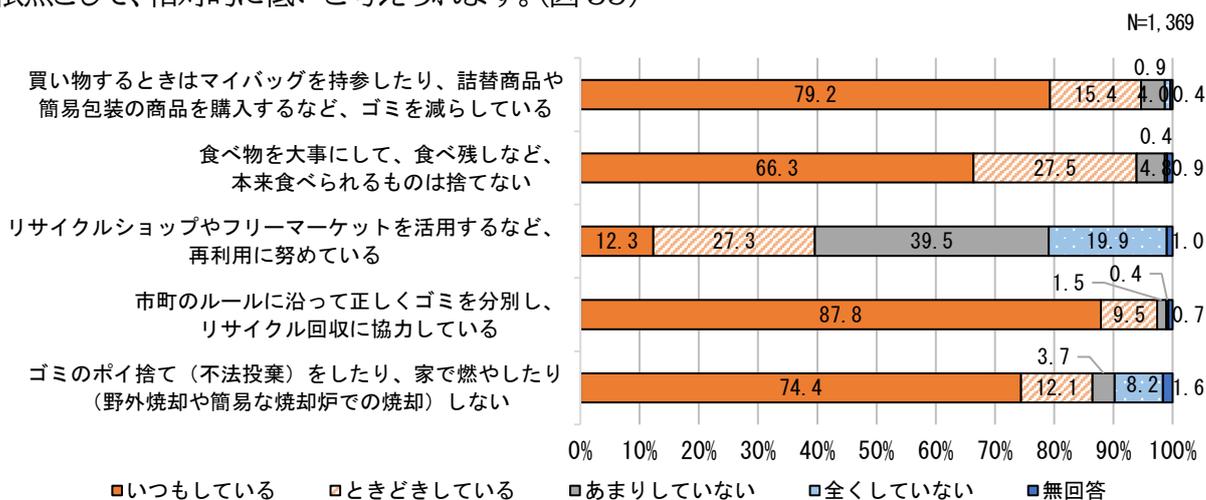


図 35 環境に優しい行動への取組み

(3)効果的な取組み(ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組み)

ごみの減量化・リサイクルの推進のための効果的な取組みは、上位から『ごみの多くを占める食品廃棄物の削減などに重点化した取組み』(778人・56.8%)、『学校や地域における環境学習の充実』(501人・36.6%)、『不法投棄の監視・通報体制の充実』(482人・35.2%)という結果になりました。(図 36)

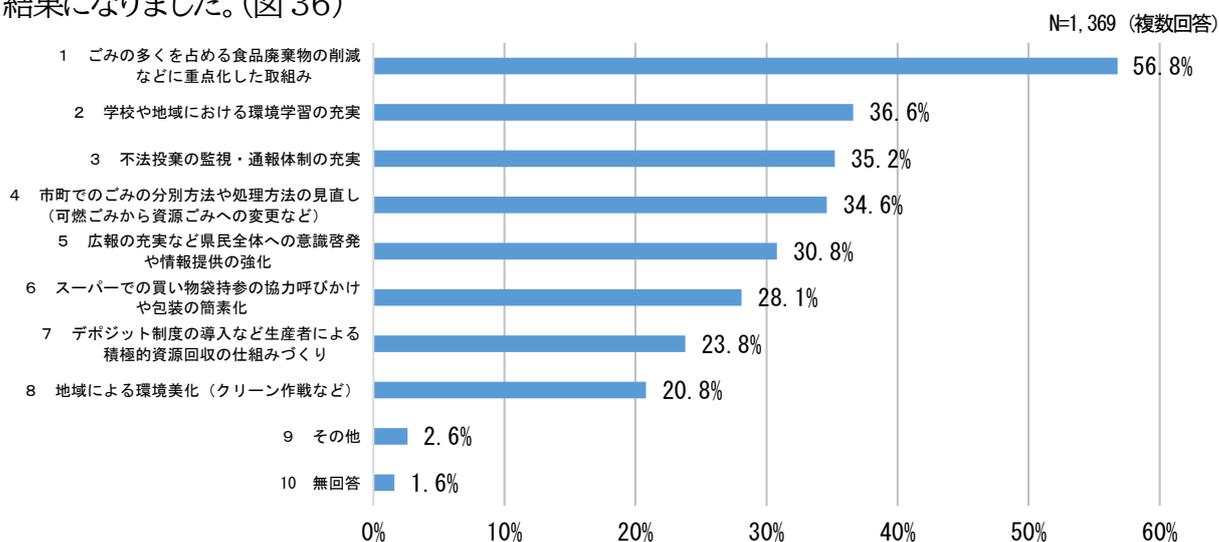


図 36 効果的な取組み

(4)環境施策に関する要望

114人(8.3%)から自由意見があり、廃棄物に関しては、「田での野焼き」や「家庭ごみの焼却」、「海、川、山や道路でのゴミのポイ捨て」といった地域社会で問題となっている一般廃棄物の野外焼却や不法投棄に対して、行政が厳重に対処することを求める意見が目立っています。

また、「子ども向けに学校で環境について学び、ゴミを拾うなど実践活動を望む」との意見や、「食品ロス削減の徹底」といった意見がありました。

その他、「小売店での包装の簡易化」や「観光客向けのゴミ回収所の設置」といった提案がされており、県民の廃棄物に関する問題意識は総じて高いことが伺えます。

3 まとめ

県政世論調査の結果では、廃棄物行政の重要度は約 80%となっており、これは県民の関心度の高さの表れでもあります。このため、県民に身近な一般廃棄物を中心に、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発や意識醸成、野外焼却や不法投棄対策などをさらに推進するとともに、食品ロスの削減や資源の有効利用にも積極的に取り組んでいく必要があります。

第4章 循環型社会の推進による持続可能な香川の実現をめざして

第1節 基本的な考え方

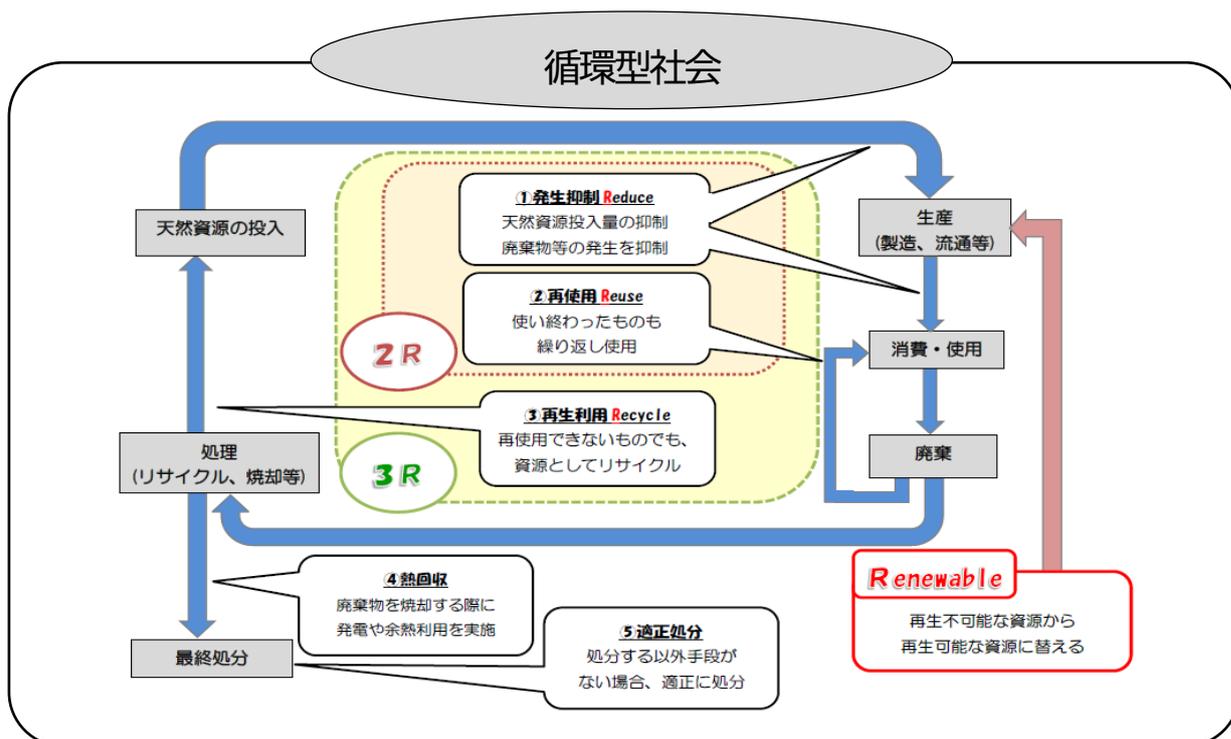
1 計画の基本目標

基本目標

循環型社会の推進による持続可能な香川の実現

循環型社会形成推進基本法において『循環型社会』とは、①製品等が廃棄物等になることが抑制され(発生抑制 Reduce)、次に、循環資源となったものは環境負荷の低減に配慮しつつ、②再使用(Reuse)、③再生利用(Recycle)、④熱回収の順に可能な限り循環的に利用し、こうした発生抑制及び循環的利用を促進したうえで、なお循環的利用が行われないものは、⑤適正な処分が確保され、もって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

国の第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)では、循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を推進することが鍵であり、「循環経済」への移行は、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献するとされています。



本県においても、3Rの取組みや廃棄物の適正処理を、引き続き推進するほか、近年課題となっているプラスチック資源循環や食品ロスの削減、相次ぐ災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化に重点的に取組み、循環型社会の形成をめざすとともに、SDGsの目標達成にも貢献していく必要があります。

2 基本目標における指標と施策区分・施策の柱

県民や事業者が3Rに取り組み、徹底した資源循環と適正処理を推進することによって形成された循環型社会では、廃棄物の最終処分量の減少が見込まれます。

そのため、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を基本目標における指標に設定し、次の施策区分と施策の柱に基づき、県民、事業者、市町その他関係者との連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けた施策を展開するものとします。

【基本目標における指標】

| 項目 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|-------------|----|----------|-----------|
| 一般廃棄物の最終処分量 | 万t | 2.4(R5) | 2.2 |
| 産業廃棄物の最終処分量 | 万t | 12.4(R5) | 10.1 |

施策区分

- 1 循環型社会づくりの推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進
- 3 災害廃棄物処理対策の推進

施策の柱

- 1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
- 2 プラスチック資源循環の推進
- 3 食品ロス削減の推進
- 4 廃棄物の適正処理の推進
- 5 不法投棄対策の推進
- 6 災害廃棄物処理対策の推進

第2節 目標達成のための施策

施策体系

| 施策区分 | 施策の柱 | 施策展開 |
|------------------------|------------------------------------|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| 1 循環型社会づくり の推進 | 1-1 3R(リデュース、リユース、 リサイクル)の推進 | 1-1-1 2R(リデュース、リユース)を意識 した3Rの普及啓発・取組みの推進 |
| | | 1-1-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・ 拡充 |
| | | 1-1-3 循環産業の育成 |
| | 1-2 プラスチック資源循環 の推進 | 1-2-1 事業者におけるプラスチック 資源循環の推進 |
| | | 1-2-2 県・市町等におけるプラスチック 資源循環の推進 |
| | 1-3 食品ロス削減の推進 | 1-3-1 教育や普及啓発の推進 |
| 1-3-2 事業者における取組みの推進 | | |
| 2 廃棄物の適正処理 の推進 | 2-1 廃棄物の適正処理の推進 | 2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理 |
| | | 2-1-2 監視指導体制の拡充・強化 |
| | | 2-1-3 廃棄物の適正処理の推進 |
| | | 2-1-4 豊島処分地維持管理等事業の推進 |
| | 2-2 不法投棄対策の推進 | 2-2-1 不法投棄や野外焼却対策の強化 |
| 3 災害廃棄物処理対策 の推進 | 3-1 災害廃棄物処理対策 の推進 | 3-1-1 大規模災害に備えた災害廃棄物 処理体制の充実・強化 |

1 循環型社会づくりの推進

1-1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

指標

| 施策展開 | 指標 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|----------------|----------------------------|----|------------|-----------|
| 1-1-1 | 3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合 | % | 41.1(R7.6) | 56.0 |
| 1-1-1 | 一般廃棄物の総排出量 | 万t | 28.6(R5) | 26.0 |
| 1-1-1 | 一般廃棄物の一人一日当たり排出量 | g | 825(R5) | 793 |
| 1-1-1 | 産業廃棄物の総排出量 | 万t | 248.3(R5) | 247.5 |
| 1-1-1 | リユース製品を積極的に利用していると答えた人の割合 | % | 28.3(R7.6) | 35.0 |
| 1-1-1 | 一般廃棄物のリサイクル率 | % | 18.8(R5) | 24.0 |
| 1-1-1 | リサイクル製品を積極的に利用していると答えた人の割合 | % | 32.2(R7.6) | 42.0 |
| 1-1-2 1-1-3 | 産業廃棄物のリサイクル率 | % | 70.8(R5) | 72.4 |

現状と課題

- 環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、リサイクルに先立って2R(リデュース、リユース)を可能な限り推進することが大切ですが、県政世論調査では、リサイクルに対する意識は高いものの、2Rに対する意識は、依然として、相対的に低いという結果になっており、引き続き、2Rを意識した3Rの普及啓発に取り組み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- 本県の一般廃棄物の総排出量は、令和5(2023)年度の実績が 28.6 万トンと、令和元(2019)年度の実績(31.2 万トン)と比較すると減少しており、今後も、人口減少に伴う自然減が続くことが予想されることから、減少傾向で推移するものと考えられますが、排出量の一層の削減に向け、創意工夫を凝らした取組みにより、生活全体において3Rを推進していく必要があります。
- 本県の産業廃棄物の総排出量は、令和5(2023)年度の実績が 248.3 万トンと、令和元(2019)年度の実績(244.9 万トン)と比較すると増加しており、産業廃棄物の総排出量は景気の動向の影響を受ける面はあるものの、引き続き、持続可能な経済活動に配慮しつつ、総排出量の抑制をめざすことが必要です。
- 本県のリサイクル率(令和5(2023)年度実績)は、一般廃棄物が 18.8%、産業廃棄物が 70.8%となっており、令和元(2019)年度実績(一般廃棄物:18.2%、産業廃棄物:71.0%)と比較すると、一般廃棄物は増加(0.6 ポイント増)し、産業廃棄物は減少(0.2 ポイント減)してい

ますが、近年は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに横ばいか微減で推移しています。

- リサイクル率の向上を図るためには、各種リサイクル制度を的確に運用するとともに、特に、市町によって大きな差がある一般廃棄物のリサイクル率(令和5(2023)年度:最高62.3%、最低6.5%)の向上に向け、各市町による主体的な取組みの促進を図るほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化にも適切に対応していく必要があります。
- リサイクルを進めるためには、関連事業者の取組みや消費行動の変容を促進することが大切であることから、県内企業の環境関連の研究開発等に対する支援や優良な産廃処理業者の認定等により循環産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の認定制度やグリーン購入の促進等により、リサイクル製品の利用促進に努める必要があります。

施策展開

| | |
|--|-------------------------------|
| 1-1-1 2R(リデュース、リユース)を意識した 3Rの普及啓発・取組みの推進 | i 3Rの普及啓発・環境学習の推進 |
| | ii 地域でのクリーン作戦への支援 |
| | iii 事業者における取組みの促進 |
| | iv 県・市町における取組みの促進 |
| 1-1-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充 | i 拡大生産者責任の徹底 |
| | ii 容器包装リサイクルの推進 |
| | iii 家電リサイクルの推進 |
| | iv 建設リサイクルの推進 |
| | v 食品リサイクルの推進 |
| | vi 自動車リサイクルの推進 |
| | vii 家畜排せつ物のリサイクルの推進 |
| | viii 小型家電リサイクルの推進(レアメタルリサイクル) |
| | ix 多様な回収ルートの確保 |
| 1-1-3 循環産業の育成 | i 事業者に対する支援 |
| | ii エコタウン事業の推進 |
| | iii リサイクル市場の普及啓発 |

主な取組内容

1-1-1 2R(リデュース、リユース)を意識した3Rの普及啓発・取組みの推進

i 3Rの普及啓発・環境学習の推進

- 家庭や事業所から排出されるごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、県民や事業者に対して、出前講座等の機会や広報誌・ホームページにより、3Rに関する先進的な取組事例などを情報提供するとともに、マイバッグ・マイボトルの持参や詰め替え商品・簡易包装商品等の購入によるごみの削減、リサイクル製品の購入など、環境にやさしいライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 「消費者市民社会」の実現をめざすため、各市町と連携して開催している「くらしのセミナー」において、リサイクル製品の購入など「エシカル消費」(倫理的消費)の普及啓発を行うこ

とにより、消費者教育の推進に努めます。

- ごみ処理には多額の費用を要することを住民に認識してもらうため、市町に対して、環境省が作成した一般廃棄物会計基準に基づく一般廃棄物処理事業に要する費用の分析を行うとともに、分析結果について、住民への周知に取り組むよう促します。
- 環境学習教材や環境学習プログラムなどの充実を図り、学校や地域、職場など幅広い場において、子どもから大人まで誰もが世代に応じて学べる場を確保するとともに、より多くの県民に参加してもらえよう、分かりやすい情報発信に努めます。
- 将来を担う若い世代が3Rを意識したライフスタイルを実践する契機となるよう、大学生等と連携した学生・生徒向けの活動や、小学生等が親子で参加できるコンテストの実施など、若年層を対象とした普及啓発に取り組みます。
- 県内の小・中・高等学校などに協力を依頼し、学校教育等を通じて、ごみの減量化やリサイクルの取組みに関する啓発を行います。
- 民間団体等に委託して行っている「体験型環境学習プログラム」の内容を充実させるなど、民間団体や事業者と連携して、学校や地域、職場など幅広い場において、3Rをテーマとした環境学習講座等を実施します。
- 割りばしや古紙、衣類等のリサイクルに取り組む団体や事業所の活動をホームページや冊子等でPRするなど、その取組みを支援します。
- ファッションロス削減のため、市町と連携して衣類の回収やリサイクルの検討を進めるとともに、公益財団法人香川県環境保全公社による市町への支援制度を活用して、販売店やNPO、福祉団体、リサイクル業者などと連携した取組みを広げていきます。

ii 地域でのクリーン作戦への支援

- 県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード事業」を推進します。
- 「県内一斉海ごみクリーン作戦『さぬ☆キラ』」の実施など、市町と連携しながら、山・川・里(まち)・海の県内全域を対象とした清掃活動を支援します。
- 地域の一斉清掃について、実行委員会に参画するなど、企画段階からの支援に努めます。

iii 事業者における取組みの促進

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ホームページや各種業界団体が開催する講習会等の機会を通じて、産業廃棄物の自主的な減量化の取組みなど発生抑制に関する普及啓発を行います。
- 年間 1,000 トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者(特別管理産業廃棄物については年間 50 トン)に対して、事業者が提出した産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理が円滑に進むよう指導するとともに、計画の実施状況をホームページで公表することにより、排出事業者の自主的な取組みを促します。
- リユースショップやリユース品を積極的に利用する県民が増えるよう、リユース市場の普及啓発に努めます。

iv 県・市町における取組みの促進

- 市町におけるリデュースの取組みが促進されるよう、各市町の年度ごとの総排出量等の実績をホームページに掲載して可視化するとともに、それぞれの現状と課題を把握したうえで、必要な助言等を行います。

- 国の施策の動向や他県の先進的な廃棄物減量化施策について情報収集し、情報提供するとともに、それぞれの取組状況に関する情報交換や連携した取組みの検討を働きかけるなど、市町におけるリデュースの促進を図ります。
- 市町で行っている不用品交換情報提供等の取組みの紹介やマイボトル・マイカップの利用促進、マイボトル・マイカップに商品を提供している店舗の紹介等により、県民のリユースへの関心を高め、リユース行動を促進します。
- リユース容器の利用促進のため、県主催行事で率先して使用するとともに、各種イベント主催者に対しても、積極的な使用を働きかけます。
- 市町におけるリサイクルの取組みを促進するため、各市町の年度ごとのリサイクル率等の実績をホームページに掲載して可視化するとともに、それぞれの現状と課題を把握したうえで、必要な助言等を行います。
- 国の施策の動向や他県の先進的なリサイクル施策について情報収集し、情報提供するとともに、それぞれの取組状況に関する情報交換や連携した取組みの検討を働きかけるなど、市町におけるリサイクルの促進を図ります。
- 現在、焼却・埋立している廃棄物について、民間施設の活用等による資源化に向けた取組みの検討を働きかけます。
- 質の高いリサイクルを可能とするためには、資源ごみの分別の徹底や洗浄など排出者の協力が不可欠であることから、排出時のマナーの向上について、市町や事業者と連携した普及啓発を実施します。
- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを推進するため、他の模範となるリサイクル製品や、環境負荷の低減に取り組む事業所をホームページ等により積極的にPRします。
- 県の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品を購入する「グリーン購入」を推進します。

1-1-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

i 拡大生産者責任の徹底

- デポジット制度の導入など拡大生産者責任に基づく廃棄物回収システムの構築について、国に対し、要望・提案します。

ii 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装廃棄物の収集運搬等に要する市町の費用負担が大きいことが、一部の市町で分別収集されずに焼却・埋立されている要因となっていることから、容器包装リサイクル法を見直し、メーカーなどとの費用負担の公平化を図るよう、国に対し、要望します。
- 容器包装リサイクル法に基づかない独自の処理を行っている市町に対しては、リサイクル方法について住民への情報提供を適切に行うとともに、適正なリサイクル等が確実に行われていることを確認するよう指導・助言を行います。

iii 家電リサイクルの推進

- 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく廃家電の処理が適正に行われるよう、処理方法について住民への周知・啓発を行うとともに、市町とも協力して、不用品回収業者の実態把握に努め、処理が適正に行われていない場合には、必要に応じ、指導等を行います。

- 廃家電の不法投棄や不適正処理を防止するため、リサイクル料金前払い制度の導入などを、国に対し、要望します。

iv 建設リサイクルの推進

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、公共工事での分別解体と再資源化等の徹底を図るとともに、解体工事現場等のパトロールの実施により、民間工事での分別解体と再資源化等を指導します。
- 公共事業などにおいて発生する建設発生土等の再使用やコンクリート塊等の再生利用に努めます。

v 食品リサイクルの推進

- 県内の食品製造業者等から排出される食品関連廃棄物の再生利用等が促進されるよう、食品製造業者や廃棄物処理業者などに対し、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に定められた各主体の役割や、再生利用施設整備に活用できる各種補助事業や融資制度の内容等について、ホームページで情報提供を行います。

vi 自動車リサイクルの推進

- 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づく引取業者、フロン類回収業者の登録手続や、解体業者、破砕業者の許可手続の審査を厳格に行うとともに、不適正な処理や保管を行っている事業者に対する監視・指導を行います。
- 香川県放置自動車の処理に関する条例に基づき、県の所有地・管理地、自然公園法の特別地域に放置された自動車は迅速に処理するとともに、市町からの依頼に応じて廃物認定委員会を開催するなど、市町における放置自動車処理事務が円滑に行われるよう支援を行います。

vii 家畜排せつ物のリサイクルの推進

- 家畜排せつ物のリサイクルを推進するため、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織し、県・市町・農業団体が連携して、良質な堆肥を生産するための家畜排せつ物の適正処理に向けた指導を行うとともに、堆肥調製に関する技術指導を行います。
- 堆肥生産・供給方法を記載した堆肥供給者一覧の配布やホームページでの情報発信により、堆肥需要の拡大を図るとともに、耕畜連携による自給飼料の生産や、農家における堆肥利用による地域内利用の拡大を促進します。

viii 小型家電リサイクルの推進(レアメタルリサイクル)

- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づく使用済小型家電の回収促進に努めるとともに、回収主体である市町にとって課題となっている財政負担の軽減が図られるよう、国に対し、要望します。

ix 多様な回収ルートの確保

- 集団回収マニュアルを作成するなど、集団回収やイベント回収の促進、拡大に努めるほか、小売店等が実施している店頭回収等、行政以外の回収ルートの活用を促進します。
- 分別の徹底や洗浄など、店頭回収のマナーに関する啓発を実施し、事業者の負担軽減を図ります。

1-1-3 循環産業の育成

i 事業者に対する支援

- 県の融資制度等の活用や各種行政手続きのワンストップ化などにより、企業のリサイクル施設の整備や優良なリサイクル工場等の立地を促進します。
- 脱炭素化技術や新素材・高機能材料等の開発・利用技術、製造プロセスの高度化に加え、LCA(ライフサイクルアセスメント)による環境負荷の評価支援および材料分析等評価技術の高度化などに関する技術支援や啓発を行い、県内企業の脱炭素化など次世代ものづくりを推進します。
- 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき適切に認定審査を行うとともに、事業者に対する説明会やホームページで認定制度の周知を行い、優良な処理業者の育成に努めます。

ii エコタウン事業^{※9}の推進

- 直島町で実施しているエコタウン事業について、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクルを継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

iii リサイクル市場の普及啓発

- 排出事業者に対するリサイクルの促進につながる分別方法の周知や、排出事業者とリサイクル業者とを結びつける取組みを推進するとともに、リサイクルショップやリサイクル品を積極的に利用する県民が増えるよう、リサイクル市場の普及啓発に努めます。

方向性を同じくするSDGsのゴール



※9 エコタウン事業

先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9(1997)年度に国で創設された事業。本県では、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン(エコアイランドなおしまプラン)が平成 14(2002)年3月に国(経済産業省・環境省)の承認を受け、このプランに基づき、ハード事業(循環資源回収事業)とソフト事業(環境調和型まちづくり)に取り組んでいる。

1-2 プラスチック資源循環の推進

指標

| 施策展開 | 指標 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|-------|--|----|----------|-----------|
| 1-2-1 | 廃プラスチック類の再生利用率 | % | 40.0(R5) | 75.0 |
| 1-2-2 | プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数 (独自の再資源化処理を実施する市町を含む) | 市町 | 1 | 9 |

現状と課題

- プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の様々な環境問題に対応していくには、国内におけるプラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していく必要があります。
- 国では、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable(再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換える)を基本原則に掲げて資源循環を推進するとともに、令和4(2022)年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」が施行され、プラスチック使用製品の製品設計から製造、使用、排出、回収・リサイクルまでの各段階での資源循環の取組みが強化されています。
- 本県の事業所から排出された廃プラスチック類における令和5(2023)年度の再生利用率は40.0%と、全国の62.4%(令和5(2023)年度速報値)と比べ低値で推移しており、一層のプラスチックの資源循環を促進するため、可能な限り排出を抑制するとともに、適切に分別し、循環利用を図る必要があります。
- 県内市町においては、これまで「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくプラスチック容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の取組みが進められてきましたが、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組みは、令和7(2025)年度時点で1町となっており、独自の再資源化処理を行っている1市があるものの、プラスチック資源循環促進法への本格対応や、再資源化率の向上が求められます。
- プラスチックの資源循環は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者・県・市町・県民の連携協働を推進する必要があります。

施策展開

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 1-2-1 事業者におけるプラスチック資源循環の推進 | i リデュース・適正処理の徹底 |
| | ii 有効利用の促進 |
| 1-2-2 県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進 | i 県・市町における資源循環の促進 |
| | ii 海洋プラスチックごみ対策 |

主な取組内容

1-2-1 事業者におけるプラスチック資源循環の推進

i リデュース・適正処理の徹底

- プラスチック製品の使用の合理化を図るため、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品（レジ袋、スプーン、ストロー等）の過剰な使用の抑制や代替素材への転換などに、先進的に取り組む小売店等を広く紹介することにより、事業者の主体的な取組みを促進します。
- プラスチック使用製品の設計・製造の段階におけるプラスチック使用量の削減を推進するため、製造プロセスの高度化等に加え、LCA(ライフサイクルアセスメント)による環境負荷の評価支援及び材料分析等評価技術の高度化などに関する技術支援や啓発を行います。
- プラスチックごみの3R+Renewable の徹底を呼び掛けるとともに、なお残る廃棄物については適正処理のために遵守すべき事項等について普及啓発を行うとともに、必要に応じ、事業場等への立入調査を行うなど、適切な指導・監督を行います。
- みどりの食料システム法に基づき、プラスチック資材の排出又は流出の抑制等の環境負荷低減事業活動に積極的に取り組む農林漁業者を認定(みどり認定)し、持続可能で環境と調和した農林水産業の取組事例の共有を図ります。
- 露地栽培における生分解性マルチフィルムや、施設園芸における中長期耐久性フィルム等の使用により農業由来廃プラスチックの発生抑制に努めるとともに、適正な循環的な利用及び適正な処分など、農業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組みを推進します。

ii 有効利用の促進

- プラスチック使用製品の使用後は、持続可能な形で徹底的に分別回収し、リサイクルによる再生利用、それが技術的な観点から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用が図られるよう、意識啓発に努めます。
- 再生プラスチック・バイオプラスチックの利用を推進するため、新素材・高機能材料等の開発・利用技術に加え、LCA(ライフサイクルアセスメント)による環境負荷の評価支援及び材料分析等評価技術の高度化などに関する技術支援や啓発を行うとともに、再生プラスチック・バイオプラスチック製品の正しい理解に向け、消費者への普及啓発に努めます。
- 農業生産現場におけるプラスチックの資源循環を促進するため、使用済みの農業生産資

材・漁業用資材の再使用や、素材として再生利用するなどの循環的な利用の取組みを推進します。

1-2-2 県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進

i 県・市町における資源循環の促進

- プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に適切に対応し、リサイクル率の向上が図られるよう、県と市町で構成する連絡会において、広域での分別収集体制などについて検討を行う等、市町におけるプラスチック資源循環を促進します。
- 家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの減量化や資源循環の推進を図るため、県民や事業者に対して、出前講座等の機会やSNSの活用により、マイバッグ・マイボトルの利用やワンウェイのプラスチック製容器包装の削減による排出抑制の推進、適切かつ積極的な分別回収の促進や再生プラスチック・バイオプラスチック製品の正しい理解に向け、普及啓発に努めます。
- 県自ら率先してプラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、県主催の会議やイベント等において使い捨てプラスチック製容器製品の使用量削減やリユース容器の利用を推進するとともに、プラスチック使用製品の調達に当たっては、プラスチック資源循環促進法の規定に基づく認定を受けた製品を率先して調達するよう努めます。
- 事業者が排出するプラスチックごみのリサイクルが促進されるよう、廃プラスチックの排出事業者に対して分別の重要性を周知するとともに、リサイクルに関する情報提供を通じて、排出事業者とリサイクル事業者とを結びつける取組みを推進します。
- 事業活動におけるプラスチック資源循環の取組みを推進するため、他の模範となるリサイクル製品や、環境負荷の低減に取り組む事業所をホームページ等により積極的にPRするほか、リサイクルに関する情報提供を通じて、排出事業者とリサイクル事業者の連携を推進します。
- 農業生産資材廃棄物については、香川県野菜振興協議会を中心に、農業者に対し、生産活動と一体となった廃棄物の減量化や適正処理について、啓発活動を行います。
- 県の融資制度等の活用や各種行政手続きのワンストップ化などにより、企業のリサイクル施設の整備や優良なリサイクル工場等の立地を促進します。【再掲】

ii 海洋プラスチックごみ対策

- 海ごみの多くを占めているプラスチックごみについて、香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、不法投棄対策を含む発生抑制対策や回収・処理対策など、関係機関と連携して、海域・陸域一体となった総合的な対策に取り組むとともに、同じ瀬戸内海を共有し、お互いに影響を受けている近隣県と連携した広域的な取組みを実施します。
- 海洋プラスチックごみを可能な限り防止・抑制するため、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」（環境省）や「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」（水産庁）に基づき、プラスチック製などの漁業系廃棄物の適正処理や、使用済み漁業用資材の循環的な利用（再使用、再生利用等）について、漁業者に対して意識啓発を行います。
- 肥料成分が溶出した後のプラスチック被覆殻が河川等を通じて海洋へ流出するおそれがあることから、プラスチック被覆殻のほ場外への流出を抑制するとともに、プラスチックを使用しない肥料等の利用を促進します。

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-3 食品ロス削減の推進

指標

| 施策展開 | 指標 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|----------------|-------------------------------|----|------------|-----------|
| 1-3-1 1-3-2 | 食品ロスの発生量 | t | 25,476(R5) | 22,200 |
| 1-3-1 1-3-2 | 食品ロスの一人一日当たり発生量 | g | 75.4(R5) | 68 |
| 1-3-1 | 食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいると答えた人の割合 | % | - | 80 |
| 1-3-2 | かがわ食品ロス削減協力店の登録店舗数 | 店舗 | 433 | 増加 |

現状と課題

- 全国における食品ロスの量(令和5(2023)年度)は、年間 464 万トン(家庭系食品ロスは 233 万トン、事業系食品ロス 231 万トン)と推計され、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理による CO₂排出など環境負荷の増加につながっているほか、食料の多くを海外からの輸入に依存している日本の状況を踏まえると、食品ロスの削減に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。
- 本県における家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生量をそれぞれ推計した結果、家庭系食品ロスは年間 12,276 トン、事業系食品ロスは年間 13,200 トン、香川県全体での食品ロス発生量は年間 25,476 トンで、県民一人一日当たり 75.4gと推計され、その発生源は、家庭系が 48.2%、事業系が 51.8%で、全国とほぼ同じ割合となっています。
- 家庭系については、全国、本県ともに、「直接廃棄(手付かず食品)」の割合が多くを占めています。多くの県民が各家庭においてそれぞれ取組みを実施しているところですが、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取組みを重点的に進める必要があると考えられます。
- 事業系については、大きく製造業、卸売業、小売業、外食産業の4業種から発生しており、このうち本県では、外食産業において食品廃棄物に占める食品ロスの割合が約6割と4業種の中で最も高くなっているほか、小売業においては、事業系食品ロス全体に占める割合が全国に比べて高くなっていることから、外食事業者や小売事業者から発生している食品ロスの削減を図ることが重要であると考えられます。
- 食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組みを推進していくことが最も重要ですが、県民一人ひとりが食品ロスが発生している現状を認識し、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用し、食品ロスを削減していくことが重要です。
- 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、本項を香川県食品ロス削減推進計画として位置付け、本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

施策展開

| | |
|------------------------|------------------------------|
| 1-3-1 教育や普及啓発の推進 | i 教育及び学習の振興、普及啓発等 |
| | ii 表彰制度 |
| | iii 実態調査等の推進 |
| | iv フードドライブ活動への支援等 |
| 1-3-2 事業者における取組みの推進 | i 事業者の取組みに対する支援 |
| | ii 実態把握及び先進的事例等に関する情報収集と情報提供 |
| | iii フードドライブ活動への支援等 |

主な取組内容

1-3-1 教育や普及啓発の推進

i 教育及び学習の振興、普及啓発等

- 令和6(2024)年9月に実施した県政モニターアンケートでは、96.8%が「食品ロス」という言葉を「知っている」と回答しており、大多数の県民が食品ロスの問題を認知しているものと考えられます。一方で、県の取組みである「スマート・フードライフ^{※10}」を「知っている」との回答は16.6%にとどまっており、県民に十分に浸透しているとは言えない状況です。
そのため、創意工夫を凝らした普及啓発により、県民へのスマート・フードライフの定着を図ります。
- 県民への普及啓発は、県民に身近な市町と連携して実施することが効果的であるため、各種イベント等において市町と合同で出展するなど、市町と連携した普及啓発を行います。
また、市町に対して国の施策の動向や他県の取組みについて情報提供するとともに、各市町の取組状況に関する情報交換の機会を設けるなど、市町における地域の特性に応じた取組みを促進します。
- 食品ロスの問題が幅広い世代に認知されるよう、環境キャラバン隊やくらしのセミナー等において講座を実施します。
各種講座の実施にあたっては、食品ロス削減についての見識を有する者と連携し、各家庭における食品ロス削減の実践につながるものとなるよう内容を検討します。
また、学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスの削減に関する理解と実践を促すため、学校等での取組みを推進します。
- 会食の機会が増えるシーズンを中心として、県民に対する啓発のほか、会食を行う企業・団体と会食の場を提供する飲食店等の双方に対しても実施を呼び掛けるなど、「30・10運動」の定着に向けた取組みをより一層推進します。
- 将来を担う世代に的確に情報発信するため、若い世代が活発に利用するSNSを活用した普及啓発に取り組みます。

^{※10} スマート・フードライフ

家庭から出る食品ロスの削減をめざして環境・身体・家計にとってかきこい(スマートな)食生活を実践するライフスタイルを指すキャッチフレーズとして、香川県独自に名付けたもの。県では、推進キャラクター『たるる』とともに広く普及啓発に取り組んでいる。

ii 表彰制度

- 県民及び事業者等に食品ロス削減の重要性が広く認知され、削減の機運が醸成されるとともに、それぞれの取組みが促進されるよう、優れた取組みや先進的な事例に対する表彰を行います。

iii 実態調査等の推進

- 家庭系食品ロスの発生量及び発生要因に関する実態調査(一般廃棄物の組成調査)について、適時、実施できるよう、実施主体となる市町との連携を推進します。
- 県民へのアンケートを継続的に実施し、県民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めます。

iv フードドライブ活動への支援等

- フードドライブ^{※11}活動は、食品ロスの削減に直結するほか、子ども食堂への支援等の福祉の観点からも意義のある取組みです。
そのため、フードドライブ活動の認知度を向上させるとともに、支援が広がるよう、県民及び事業者等に対して、フードドライブ活動への理解を促進します。
- フードバンク^{※12}団体と連携を図り、フードドライブ活動を実施するとともに、フードドライブ活動に必要な資材の貸出しなどの支援を行います。

1-3-2 事業者における取組みの推進

i 事業者の取組みに対する支援

- 食品ロス削減に取り組む事業者を『かがわ食品ロス削減協力店』として認定・登録し、その取組みを広く周知します。
- さまざまな理由により通常の流通経路での販売等が困難な規格外や未利用の農林水産物を活用(加工・販売等)する取組みを支援します。
また、食品製造の過程で生じる端材や規格外品等を活用する取組みが広がるよう、事業者や関係団体との連携を促進します。
- 食品ロス削減のための商慣習の見直しとして、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)や納品期限の緩和等を推進する事業者の取組みに対して、消費者の理解が促進されるよう啓発を行います。
また、食品の安全性の確保に関する科学的知見に基づく観点から策定された「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の理解が広がるよう事業者への周知に取り組みます。
- 『かがわ食品ロス削減協力店』の登録店と連携したキャンペーン等を実施します。
また、食品関連事業者の取組みについてのセミナーや情報交換会を開催し、事業者相互の交流の場を設けるなど、効果的な取組みや先進的な事例を共有することで事業者の積極的な取組みを促進します。

※11 フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンク団体などに寄附する活動

※12 フードバンク

食品の製造工程で発生する規格外品や家庭等で余っている食品を引き取り、福祉施設等へ無償提供する活動

ii 実態把握及び先進的事例等に関する情報収集と情報提供

- 食品ロスの削減に向けた先進的・効果的な取組事例に関する情報収集や調査に努め、情報発信するとともに、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組みについて、情報共有に努めます。
- 外食における持ち帰り等、食の安全・安心に特に留意する必要がある事項については、消費者と事業者が安心して取り組むことができるよう国の動向や先進事例の情報収集に努めます。

また、食べ残し持ち帰りに取り組む事業者に対して、その取組みが「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づく食品衛生等の留意事項を十分に理解した上で行われるよう、情報提供します。

iii フードドライブ活動への支援等

- 食品関連事業者とフードバンク団体との連携が促進されるよう、提供可能な食品に関する情報提供を行うなど両者の関係構築を支援します。

方向性を同じくするSDGsのゴール



2 廃棄物の適正処理の推進

2-1 廃棄物の適正処理の推進

指標

| 施策展開 | 指標 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|-------|--------------------------------|----|----------|-----------|
| 2-1-2 | 廃棄物不適正処理(不法投棄以外)に係る通報を踏まえた対応件数 | 件 | 92 | 69 |

現状と課題

- 廃棄物の適正処理を推進するためには、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、感染性廃棄物やPCB廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理に努める必要があります。
- 廃棄物の野外焼却や多量保管などに関する県民からの苦情件数(令和6(2024)年度実績)は、92件となっており、令和2(2020)年度実績(105件)と比較すると、減少しているものの、引き続き、市町や関係機関とより一層連携し、野外焼却などに対する監視指導を充実させる必要があります。
- 豊島処分地維持管理等事業については、関係者の理解と協力のもと、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や処分地の維持管理に取り組む必要があります。

施策展開

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理 | i 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保 |
| | ii 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理 |
| | iii 廃止する廃棄物処理施設の適正管理 |
| | iv ごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化に向けた支援 |
| 2-1-2 監視指導体制の拡充・強化 | i 排出事業者に対する監視指導 |
| | ii 処理業者、処理施設に対する監視指導 |
| | iii 市町における監視指導の強化 |
| | iv 県外産業廃棄物の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保 |
| | v 不適正処理への対応 |
| 2-1-3 廃棄物の適正処理の推進 | i 市町における適正処理の推進 |
| | ii 排出事業者及び処理業者における適正処理の推進 |
| | iii 優良産廃処理業者の周知 |
| | iv 感染性廃棄物の適正処理の推進 |
| | v 石綿を含む廃棄物の適正処理の推進 |

| | |
|--------------------------|----------------------|
| | vi PCB廃棄物の適正処理の推進 |
| | vii その他各種廃棄物の適正処理の推進 |
| 2-1-4 豊島処分地維持管理等事業の推進 | i 豊島処分地維持管理等事業 |

主な取組内容

2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理

i 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保

- 廃棄物は、家庭から直接排出されるほか、住宅の新築・解体時や医療など暮らしを支える事業活動からも排出されており、その処理には、廃棄物処理施設が必要不可欠ですが、廃棄物処理施設を「迷惑施設」と考える人が多いことから、廃棄物処理施設の重要性を発信し、施設に対する理解の向上を図ります。
- 住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、焼却施設や最終処分場など廃棄物処理施設の情報をホームページに掲載するなど、可視化を徹底します。
- 廃棄物の処理に地域住民が不安を感じるようなことがあると廃棄物処理施設等に対する不信感につながる恐れがあるため、立入検査や説明会等の機会を捉え、処理業者に対し、廃棄物の処理に当たっては、地域住民に十分配慮したうえで行うよう、協力を求めます。

ii 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」に基づき、生活環境の保全に配慮するなど、地域住民との合意形成や紛争の未然防止に努めるよう設置予定者を指導しながら、計画的かつ適正な産業廃棄物処理施設の確保に努めます。
- 産業廃棄物処理施設の維持管理状況を確認するため、立入検査を実施し、不適切な状況を発見した場合は、改善指導を徹底します。
- 民間との役割分担を踏まえながら、引き続き、公益財団法人香川県環境保全公社による安定型産業廃棄物最終処分場の管理・運営を行うとともに、将来にわたって産業廃棄物の円滑な処理を継続するため、関係部局と連携して、公的関与による廃棄物処理施設の必要性について検討します。

iii 廃止する廃棄物処理施設の適正管理

- 埋立が終了した一般廃棄物の最終処分場については、廃止確認のために必要な水質検査等の実施を市町に依頼するとともに、毎年、報告される水質等の検査結果を踏まえ、必要に応じ、改善に向けた措置等に関する助言等を行います。
- 埋立が終了した産業廃棄物の最終処分場については、維持管理状況を確認するため、定期的に立入検査や水質検査等を実施するほか、早期廃止に向け、設置者に対する適切な指導・監督を行います。
- 市町の財政事情等により解体が進まない一般廃棄物焼却施設については、解体までの間、適正な管理を促すとともに、必要な財政的援助が受けられるよう、国に対し、要望します。
- 廃止した産業廃棄物の焼却施設については、設置者に対して、放置することによって生活環境保全上の支障が生じないように早期の解体撤去を促すとともに、解体撤去が完了するま

での間、適切な管理を継続するよう指導・監督を行います。

- 廃止確認後の最終処分場については、速やかに指定区域として指定するとともに、跡地利用を行う場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づいた適正な利用を推進します。

iv ごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化に向けた支援

- 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、長期におけるごみ処理広域化・集約化計画を策定するとともに、市町と密に連携し、安定的・効率的な廃棄物処理体制の構築に向けた取組みを推進します。

2-1-2 監視指導体制の拡充・強化

i 排出事業者に対する監視指導

- ホームページ等による情報提供や関係団体の研修会等の機会を通じて、適正処理のために遵守すべき事項等について普及啓発を行うとともに、必要に応じ、事業場等への立入調査を行うなど、適切な指導・監督を行います。

ii 処理業者、処理施設に対する監視指導

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替え保管場所や産業廃棄物処分業者の処理施設に対する定期的な立入調査に加え、周辺住民等から通報等があった場合には、直ちに立入調査を実施し、適切に指導・監督を行うほか、県警察や市町等と連携し、ヘリコプターや車両パトロールによる監視を実施します。
- 最終処分場については、廃棄物処理法及び「香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針」に基づき、適正に維持管理されていることを確認するとともに、安定型最終処分場における掘り起こし検査の実施など、許可された廃棄物以外が埋立てされないよう、適切な指導・監督を行います。
- 無許可業者による産業廃棄物処理の受託や無許可での産業廃棄物処理施設の設置が行われることのないよう情報収集に努めるとともに、該当する事案を確認した場合には、迅速かつ適切に対応します。

iii 市町における監視指導の強化

- 不法投棄等を防止するため、関係団体等の支援を活用し、市町における監視カメラの増設を推進します。
- 廃棄物 110 番に寄せられた県民からの通報等を迅速に情報提供し、市町における野外焼却等への取り締まりの強化に努めます。
- 市町との連携・協力のもと、家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理等を行う事業者に対する監視指導を強化するとともに、市町に対し、チラシ、ポスター、ホームページなど各種媒体を通じて、住民に対する注意喚起を行うよう依頼します。

iv 県外産業廃棄物の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保

- 過去に県外の産業廃棄物が大量に県内に搬入され、生活環境保全上の支障を生じさせた経緯等から、持続可能な循環型社会の構築を推進するため、県外の産業廃棄物の搬入については、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」の趣旨を踏まえ、原則、循環的利用が可能な産業廃棄物に限り認め、厳正な審査と情報公開、立入検査により、不

適切な県外の産業廃棄物が搬入されないよう取り組みます。

- 令和7(2025)年3月には、県外からの産業廃棄物の搬入について、原則として禁止する方針を維持したうえで、より一層公正性や透明性を確保するため、やむを得ない場合として運用していたルールについて、「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」に明文化するとともに、新たな大規模開発に備え、特定の条件に合致する場合に県外から産業廃棄物を搬入できるよう指導要綱に追加したところであり、環境保全を第一に、産業廃棄物の適正処理を前提としながら、環境と経済の好循環が図られるよう取り組みます。

v 不適正処理への対応

- 不適正処理事案を発見した場合には、生活環境の保全上の支障を未然に防止するため、口頭や指導票の交付による指導等の行政指導を行うほか、必要に応じ、改善命令等の行政処分を行うなど、関係法令に基づき、厳正に対処します。
- 悪質な不適正処理事案に対しては、被害拡大の防止措置を速やかに講じるとともに、厳正かつ迅速に行政処分(事業停止や許可取消し処分)を行い、その旨を公表することにより、不適正処理の拡大や再発の防止を図るほか、必要に応じ、捜査機関等へ刑事告発を行います。

2-1-3 廃棄物の適正処理の推進

i 市町における適正処理の推進

- 市町が廃棄物処理法を適切に運用することによって、適正処理が確保されるよう、専門の講師を招いた研修会を開催するなど、市町職員の知識の向上を支援します。
- 不用品回収業者によるトラブルや許可業者による行政区域を越えての一般廃棄物の移動などに適切に対応するため、市町への情報提供と市町間の連携強化に努めます。
- 市町が、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画や、施設の整備・維持管理に対する国からの支援である循環型社会形成推進交付金の交付を受けるために必要となる循環型社会形成推進地域計画を策定するに当たり、技術的助言などの支援を行います。

ii 排出事業者及び処理業者における適正処理の推進

- 処理業者や多量排出事業者に対して、立入指導や説明会の開催に合わせ、manifestoの適正な運用を指導するとともに、事務処理の負担を軽減できる電子manifestoの積極的な利用を働きかけます。
- 収集運搬業者や自社運搬を行う排出事業者に対し、運搬車に係る法定表示の徹底などの処理基準が遵守されるよう、ホームページによる情報提供や説明会等の開催などにより、周知や指導を行います。
- 住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、焼却施設や最終処分場など廃棄物処理施設の情報をホームページに掲載するなど、可視化を徹底します。【再掲】
- 最終処分場の埋立状況や事業計画等を的確に把握し、適切な積立金額を算定・通知することで、埋立終了後に必要となる維持管理費用の確保を指導するなど、維持管理積立金制度の円滑な運用に努めます。

iii 優良産廃処理業者の周知

- 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合しているとして認定した優良産廃処理業者について、ホームページ等を活用して情報発信し、排出事業者が優良産廃処理業者へ処理委託しやすい環境を整備します。

iv 感染性廃棄物の適正処理の推進

- 医療機関における感染性廃棄物については、「感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省)の周知徹底を図るとともに、医療法に基づく立入検査において、適正処理を指導します。
- 在宅医療廃棄物については、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会)に沿った処理体制の構築を市町に働きかけるほか、家庭からの適正な排出方法について啓発します。
- 訪問看護ステーションの看護師等が患者宅で訪問看護を行った際に生じる廃棄物については、「訪問看護における在宅医療廃棄物標準取り扱いマニュアル」(公益社団法人香川県看護協会)により、適正な処理を行うとともに、患者に対しても、訪問看護師等を通じて、在宅医療廃棄物の適正な処理方法の指導を行います。

v 石綿^{※13}を含む廃棄物の適正処理の推進

- 今後、石綿(アスベスト)含有建築材料を多用した建築物が改築・解体時期を迎え、解体工事等に伴う多量の石綿含有廃棄物等の排出が見込まれるため、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(環境省)に基づく適正な処理が行われるよう、引き続き、指導・助言等を行います。
- 産業廃棄物破碎施設等の中間処理施設や最終処分場への立入検査により、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止や、廃石綿等の処理基準の遵守について、指導・監督を行うなど、石綿含有廃棄物等の適正処理を推進します。

vi PCB^{※14}廃棄物の適正処理の推進

- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく届出や処分期間内の処分、廃棄物処理法に基づく適正な保管等の徹底を図ります。
- PCB廃棄物の処理については、「香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿って、関係行政機関やPCB廃棄物処理業者など関係者と連携し、期限までに確実に適正な処理が行われるよう取組みを進めます。
- PCB廃棄物の保管や処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年、公表するとともに、パンフレットやホームページ等を活用して、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及や意識の向上を図ります。

※13 石綿(アスベスト)

天然に産する繊維状の酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

※14 PCB(ポリ塩化ビフェニル)

Polychlorinated biphenyl の略称。熱で分解しにくく電気絶縁性に優れていたため、熱交換器の熱媒体やトランス・コンデンサなどの電気機器の絶縁油として広く使用されていた。昭和 43(1968)年に健康被害(カネミ油症事件)が発生したことでその有害性が判明し、昭和 47(1972)年以降、製造や使用が禁止された。PCBが含まれる廃棄物は、国が定める期限までの適正処理が求められている。

vii その他各種廃棄物の適正処理の推進

- 海ごみについては、香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、不法投棄対策を含む発生抑制対策や回収・処理対策など、関係機関と連携して、海域・陸域一体となった総合的な対策を推進します。
- 農業生産資材廃棄物については、香川県野菜振興協議会を中心に、農業者に対し、生産活動と一体となった廃棄物の減量化や適正処理について、啓発活動を行います。
- プラスチック製などの漁業系廃棄物については、漁業者等に対し、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」(環境省)や「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」(水産庁)に基づく適正処理について、意識啓発を行います。
- 太陽光パネルについては、市町や排出事業者に対し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」(環境省)に基づくリユースやリサイクルを含む処理体制の構築と適正処理の推進に関して、意識啓発を行います。
- リチウム蓄電池等を始めとする新製品・新素材については、現在の収集運搬及び処理方法では事故が発生する可能性があるため、市町や排出事業者に対する環境省が作成したガイドラインの周知や、分別の徹底等、廃棄物の適正な排出について県民に対する普及啓発を行います。
- 家庭や事業者から排出される紙おむつについては、市町や排出事業者に対し、「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」(環境省)に基づく再生利用の促進に関して、意識啓発を行います。

2-1-4 豊島処分地維持管理等事業の推進

i 豊島処分地維持管理等事業

- 関係者の理解と協力のもと、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や処分地の維持管理に取り組みます。

方向性を同じくするSDGsのゴール



2-2 不法投棄対策の推進

指標

| 施策展開 | 指標 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|-------|------------------------------|----|----------|-----------|
| 2-2-1 | 廃棄物不適正処理(不法投棄)に係る通報を踏まえた対応件数 | 件 | 35 | 17 |

現状と課題

- 県政世論調査の結果では、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっています。また、河川、海岸、山間等への不法投棄は、依然として後を絶たない状況にあり、不法投棄監視パトロールなどによる不適正処理の未然防止や早期発見などに努める必要があります。

施策展開

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 2-2-1 不法投棄や野外焼却対策の強化 | i 不法投棄されない地域社会の構築 |
| | ii 監視、通報体制の充実 |
| | iii 関係機関との連携の強化 |

主な取組内容

2-2-1 不法投棄や野外焼却対策の強化

i 不法投棄されない地域社会の構築

- 不法投棄の防止について、ホームページ等の各種媒体を活用した広報や、環境教育・環境学習での啓発を実施するほか、海ごみゼロウィーク(5月30日～6月8日)等に合わせ、市町や関係団体と連携した啓発活動を実施します。
- これまでに寄せられた不法投棄に関する通報等から、不法投棄されやすい場所や地域の特性を分析し、それぞれの特性に応じた効果的な不法投棄防止策を講じるなど、住民等との連携による不法投棄されない地域づくりを促進します。
- 家電メーカー等が家電リサイクル法対象品目の不法投棄対策として拠出する「不法投棄未然防止事業協力」の積極的な活用を、市町に対し、周知するとともに、制度の継続と利用しやすい制度への改善を、国に対し、要望します。

ii 監視、通報体制の充実

- 循環型社会推進課及び県内4地域の出先事務所に設置した指導監視機動班を中心に不法投棄の巡回監視を行うとともに、県警察や海上保安庁等と連携したヘリコプターによる上空からの合同パトロールや、不法投棄が行われやすい夜間や休日のパトロールを実施するなど、不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。
- 不法投棄の早期発見を目的とした協定を締結し、「不法投棄等発見通報マニュアル」を配布するとともに、「不法投棄監視中」のステッカーを車両に貼り付けて走行してもらうなど、民

間団体と連携した不法投棄防止のためのさまざまな取組みを進めます。

- 廃棄物 110 番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、県警察など関係機関との連携を密にして、早期の情報収集に努め、不適正事案に対しては、早期対応を図ります。

iii 関係機関との連携の強化

- 県、県警察、海上保安庁、高松市等で構成する香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会と、地域ごとに設けられた、その地域を所管する県の出先事務所、警察署、市町で構成される協議会において、定期的に情報交換を行うなど、関係機関、団体との連携を図ります。
- 一般廃棄物の排出抑制やリサイクル、適正処理に向けた取組みに対して助言を行うほか、産業廃棄物についても、住民生活や地域産業と密接な関わりがあることから、市町職員を県職員として併任するなど、県と市町との連携に努めます。
- 県外産業廃棄物の不適正処理などの早期把握、迅速かつ的確な対応を図るため、隣接県との連携に努めます。

方向性を同じくするSDGsのゴール



3 災害廃棄物処理対策の推進

3-1 災害廃棄物処理対策の推進

指標

| 施策展開 | 指標 | 単位 | 現況【R6年度】 | 目標【R12年度】 |
|-------|-------------------|----|----------|-----------|
| 3-1-1 | 災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数 | 回 | 3 | 年2回以上実施 |

現状と課題

- 近年、全国各地で甚大な災害が発生し、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていますが、本県でも、今後30年以内の発生確率が60%～90%程度以上といわれる南海トラフ地震(発生頻度が高いL1クラス)が発生した場合、災害廃棄物・津波堆積物は約48.8万トン発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されています。
- 県及び各市町において、「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理行動マニュアル」を作成し、国や関係機関が連携した災害廃棄物処理広域訓練を実施していますが、継続的に訓練を行うとともに、訓練で明らかとなった課題や被災自治体からの情報を踏まえ、計画や行動マニュアルがより実効性の高いものとなるよう見直すなど、引き続き、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。
- 本県では、災害時における廃棄物の適正処理を確保するため、関係団体と災害廃棄物の処理を始めとした災害対応に関する協定を締結し支援体制を構築しています。

施策展開

| | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 3-1-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化 | i 災害廃棄物処理訓練の実施 |
| | ii 災害廃棄物処理体制の強化 |

主な取組内容

3-1-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

i 災害廃棄物処理訓練の実施

- さまざまな状況を想定した災害廃棄物処理広域訓練を継続的に実施し、県や市町担当職員の対応力の向上や市町・関係団体との連携の強化を図ります。
- 四国内の国の機関、県、市等で構成する災害廃棄物対策四国ブロック協議会と連携して、定期的に訓練を実施するなど、県域を越えた広域的な連携・協力体制の強化を図ります。

ii 災害廃棄物処理体制の強化

- 香川県災害廃棄物処理計画や香川県災害廃棄物処理行動マニュアルが、より実効性の高いものとなるよう、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況を踏まえた見直しを行います。
- 市町においても、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理行動マニュアルの見直しが進むよう、必要な情報提供や技術的助言等を行います。
- 県外からの産業廃棄物の搬入は、原則として禁止していますが、生活環境の保全上支障がないことを前提に、災害時における県外産業廃棄物を搬入できるよう「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」等を改正(令和4(2022)年4月)するなど、大規模災害に備えた広域的な処理体制の構築に努めます。
- 災害廃棄物や災害時のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、各団体と締結した災害時応援協定に基づき、事業者団体と連携し、処理体制の確保に努めます。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5章 推進体制

計画の推進には、県民、事業者、民間団体、国・県・市町などすべての主体が、循環型社会の形成という共通の価値観を持ち、相互の連携と適切な役割分担のもと、各種の施策や取組みを着実に進めることが必要です。

1 県民の役割

わたしたちの日常生活から排出される廃棄物は、環境への負荷を与えていることを自覚したうえで、循環型社会の形成のためには一人ひとりの行動が重要であることを認識し、ライフスタイルを見直すことなどにより、3Rの実践に努めることが必要です。

| 区分 | わたしたちにできること |
|---------------------|--|
| 廃棄物の発生抑制 (リデュース) | <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断るとともに、マイバックを持参してレジ袋の使用を控える。 ・ワンウェイプラスチック(スプーン、ストロー等)の提供を断る。 ・食べ残しをしない、食材を使い切るなど、食品ロスを出さないようにする。 ・長く使えるものを選び、壊れた場合は修理するなど、ものを大切に使い、不要なものを買わない。 ・リターナブルびんを使用している商品や詰め替え商品などを選ぶ。 ・マイボトルやマイカップの使用に努める。 ・一時的に必要なものは、リースやレンタルで使用する。 |
| 再使用 (リユース) | <ul style="list-style-type: none"> ・市町の行う不用品交換情報や民間のリサイクルショップ、フリーマーケットを活用するなど、使わなくなったものを必要な人に譲る。 ・マイボトルやマイカップの使用に努める。【再掲】 |
| 再生利用 (リサイクル) | <ul style="list-style-type: none"> ・決められたルールに従って、ごみの分別を行う。 ・自治会等の集団回収に協力する。 ・スーパーマーケット等の店頭回収を利用する。 ・エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい製品を選ぶ。 ・家電リサイクルなどの法制度を守る。 ・ごみの自家処理に挑戦する。(コンポスト容器、生ごみ処理機) |
| 適正な処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外焼却をしない。 ・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。 ・地域等での清掃活動などの環境美化活動に参加する。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政[*]に通報する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※廃棄物110番(24時間受付) 電話・FAX:087-832-5374 電話 :0120-537483(フリーダイヤル)</p> </div> |

2 事業者の役割

廃棄物の排出事業者は、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、発生抑制や適正処理の推進に努めるとともに、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の趣旨を十分認識して、事業活動を行うことが必要です。

また、処理業者は、廃棄物の適正処理を通じて、循環型社会の形成を支え、地域の生活環境の保全に資する責任があることを十分に認識し、法令遵守はもちろん、知識や処理技術の向上、地域との協調に努めることが必要です。

| 区分 | わたしたちにできること |
|---------------------|---|
| 廃棄物の発生抑制 (リデュース) | <ul style="list-style-type: none"> 原料調達、製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、長く使える製品を消費者に提供する。 包装の簡素化、包装資材の減量化に努める。 不良品の削減や再原料化の推進に努める。 修理、アップグレード、使用後の製品の回収等のサービスを行う。 |
| 再使用 (リユース) | <ul style="list-style-type: none"> リユースしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 包装、梱包など使用済み製品の再使用に努める。 |
| 再生利用 (リサイクル) | <ul style="list-style-type: none"> リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 質の高いリサイクルを可能とするため、自らの事業活動によって排出される廃棄物の分別を徹底し、再生利用が可能なものはリサイクル業者に引き渡す。 |
| 再生可能 (リニューアブル) | <ul style="list-style-type: none"> 原料について、再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換えるように努める。 |
| 適正な処理 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任^{※15}により、廃棄物を適正に処理する。 事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。 |

※15 排出事業者責任

廃棄物等を排出する事業者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

3 民間団体の役割

自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、循環型社会の形成を進めるうえでの各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが必要です。また、循環型社会の形成に向け、人材育成の担い手や実践活動の推進役となることが期待されます。

| 区分 | わたしたちにできること |
|-------|---|
| 3Rの推進 | <ul style="list-style-type: none">・環境美化運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の3R意識を高めるための啓発活動を実施する。・フリーマーケットや環境イベント等を開催する。 |
| 適正な処理 | <ul style="list-style-type: none">・環境美化活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、ごみの分別など適正な排出を呼びかける。・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政*に通報する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>※廃棄物110番(24時間受付) 電話・FAX:087-832-5374 電話 :0120-537483(フリーダイヤル)</p></div> |

4 行政の役割

(1)市町

市町は、地域内の一般廃棄物の処理責任を担い、中長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画を策定し、地域の特性を踏まえた3Rの取組みの促進を図るとともに、分別収集の徹底、廃棄物処理施設の整備、不法投棄や不適正処理対策などを計画的に実施することが必要です。

また、ごみ処理の広域化・集約化や災害廃棄物処理対策などの広域的な課題等については、県や他の市町と連携・協働して、施策を推進することが求められます。

(2)県

県は、広域的な視点から、県内の一般廃棄物、産業廃棄物の処理状況を的確に把握したうえで、県民、事業者、市町等と連携・協働して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進と適正処理の確保など持続可能な循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するとともに、必要な制度の改正などについて、国に対し、提案等を行います。

5 計画の推進及び進行管理

本計画を推進するためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれ適切な役割分担と責任のもと、より積極的な循環型社会の形成に向けた取組みを行うことが必要です。

このため、県は、県民、事業者、民間団体に対し、3Rに関するもののほか、プラスチック資源循環や食品ロス削減、廃棄物の適正処理についての情報提供を行い、認識の共有化を図るとともに、各種施策への参加を呼びかけるなど、県民、事業者、民間団体との連携と協力のもとに計画を推進します。

また、一般廃棄物の処理責任を担い、県民、事業者に最も身近な行政主体である市町と連携するとともに、必要に応じて情報提供や技術的助言を行うなど、市町の取組みを支援し、一般廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

計画の推進に当たっては、廃棄物の排出・処理状況等に関する実態調査を定期的に行うとともに、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ、施策や事業の見直しを行いながら、目標の達成をめざします。



(香川県食品ロス削減推進キャラクター「たるる」)

參考資料

指標一覽

指標一覧

| 指標 | 単位 | 施策展開 | 現況 (R6年度) | 目標 (R12年度) | 指標の選定理由 | 目標値設定の考え方 | |
|---------------|---------------------------|------|--------------|----------------|---------|------------------------|---|
| 1 | 一般廃棄物の最終処分量 | 万t | 基本目標 | 2.4 (R5) | 2.2 | 県民の3Rの取組みが重要であるため。 | 人口減を考慮したR12の将来予想2.4万tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、現況(R5)の2.4万tから0.2万tの削減をめざす。 |
| 2 | 産業廃棄物の最終処分量 | 万t | 基本目標 | 12.4 (R5) | 10.1 | 事業者の3Rの取組みが重要であるため。 | 産業廃棄物の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況(R5)の12.4万tから2.3万tの削減をめざす。 |
| 1 循環型社会づくりの推進 | | | | | | | |
| 3 | 3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合 | % | 1-1-1 | 41.1 (R7.6) | 56.0 | 県民の3Rの取組状況を把握するため。 | 3Rの普及啓発等により、現況(R7.6現在)の41.1%から14.9ポイントの増加をめざす。 |
| 4 | 一般廃棄物の総排出量 | 万t | 1-1-1 | 28.6 (R5) | 26.0 | 県民のリデュースの取組みが重要であるため。 | 人口減を考慮したR12の将来予想27.2万tに施策による削減量の上乗せを加味し、現況(R5)の28.6万tから2.6万tの削減をめざす。 |
| 5 | 一般廃棄物の一人一日当たり排出量 | g | 1-1-1 | 825 (R5) | 793 | 県民のリデュースの取組みが重要であるため。 | 一般廃棄物の総排出量の削減に伴い、県民一人一日当たり、現況(R5)の825gから32gの削減をめざす。 |
| 6 | 産業廃棄物の総排出量 | 万t | 1-1-1 | 248.3 (R5) | 247.5 | 事業者のリデュースの取組みが重要であるため。 | 直近5年間の平均総排出量(245.3万t)を基準とし、国の第五次循環型社会形成推進基本計画の目標を勘案して算出。現況(R5)の248.3万tから0.8万tの削減をめざす。 |
| 7 | リユース製品を積極的に利用していると答えた人の割合 | % | 1-1-1 | 28.3 (R7.6) | 35.0 | 県民のリユースの取組状況を把握するため。 | 県民のリユース行動の促進などにより、現況(R7.6現在)の28.3%から6.7ポイントの増加をめざす。 |
| 8 | 一般廃棄物のリサイクル率 | % | 1-1-1 | 18.8 (R5) | 24.0 | 県民のリサイクルの取組みが重要であるため。 | 現計画の目標値を引き継ぎ、現況(R5)の18.8%から5.2ポイントの増加をめざす。 |

| 指 標 | | 単位 | 施策展開 | 現況 (R6年度) | 目標 (R12年度) | 指標の選定理由 | 目標値設定の考え方 |
|-----|--|----|----------------|------------------|---------------|--|--|
| 9 | リサイクル製品を積極的に利用していると答えた人の割合 | % | 1-1-1 | 32.2 (R7.6現在) | 42.0 | 県民及び事業者のリサイクルの取組状況を把握するため。 | リサイクル製品の利用促進などにより、現況(R7.6現在)の32.2%から9.8ポイントの増加をめざす。 |
| 10 | 産業廃棄物のリサイクル率 | % | 1-1-2 1-1-3 | 70.8 (R5) | 72.4 | 事業者のリサイクルの取組みが重要であるため。 | 全国平均を下回る排出量上位品目である廃プラスチック類のリサイクル率について、R12年度目標の75%まで上昇したと見込んで算出。現況(R5)の70.8%から1.6ポイントの増加をめざす。 |
| 11 | 廃プラスチック類の再生利用率 | % | 1-2-1 | 40.0 (R5) | 75.0 | 事業者におけるプラスチック資源循環の取組みが重要であるため。 | 国のプラスチック資源循環戦略に準拠し、R17年度に100%達成を見据え、75%をめざす。 |
| 12 | プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数(独自の再資源化処理を実施する市町を含む) | 市町 | 1-2-2 | 1 | 9 | 市町におけるプラスチック資源循環の推進に向け、一般家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の有効利用について、市町の取組みが重要であるため。 | 国のプラスチック資源循環戦略に準拠し、R17年度に100%達成を見据え、9市町をめざす。 |
| 13 | 食品ロスの発生量 | t | 1-3-1 1-3-2 | 25,476 (R5) | 22,200 | 県民や事業者の食品ロスの削減のための取組みが重要であるため。 | 国はH12年度(2000)からR12年度(2030)までの30年間で、家庭系食品ロスを50%、事業系食品ロスを60%削減するとの目標を設定していることを踏まえ、R5年度の推計値から国と同じ削減率(※)をめざす。 (※)【国】30年間で家庭系▲50%、事業系▲60% ⇒【県】7年間で家庭系▲11.7%、事業系▲14%程度 |
| 14 | 食品ロスの一人一日当たり発生量 | g | 1-3-1 1-3-2 | 75.4 (R5) | 68 | 食品ロスの削減状況を表す基本的な指標であり、また、県民に分かりやすい指標であるため。 | 上記理由により、県民一人一日当たり、現況(R5)から7.4gの削減をめざす。 |
| 15 | 食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいると答えた人の割合 | % | 1-3-1 | - | 80 | 県民の食品ロス削減の取組状況を把握するため。 | 国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の目標に準拠し、80%をめざす。 |
| 16 | かがわ食品ロス削減協力店の登録店舗数 | 店舗 | 1-3-2 | 433 | 増加 | 食品ロス削減を実践する店舗の増加とその取組みの発信により、食品ロスの削減を図るため。 | R6年度実績から増加をめざす。 |

| 指 標 | 単位 | 施策展開 | 現況 (R6年度) | 目標 (R12年度) | 指標の選定理由 | 目標値設定の考え方 | |
|----------------|--------------------------------|------|--------------|---------------|---------|--|---------------------|
| 2 廃棄物の適正処理の推進 | | | | | | | |
| 17 | 廃棄物不適正処理(不法投棄以外)に係る通報を踏まえた対応件数 | 件 | 2-1-2 | 92 | 69 | 廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。 | R6年度実績から23件の減少をめざす。 |
| 18 | 廃棄物不適正処理(不法投棄)に係る通報を踏まえた対応件数 | 件 | 2-2-1 | 35 | 17 | 廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。 | R6年度実績から18件の減少をめざす。 |
| 3 災害廃棄物処理対策の推進 | | | | | | | |
| 19 | 災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数 | 回 | 3-1-1 | 3 | 年2回以上実施 | 災害発生時には災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が求められることから、平時の訓練を通して対応力を強化する必要があるため。 | 毎年度複数回の実施をめざす。 |